

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の
認可申請に関する面談(3-14)

2. 日時

令和2年9月10日(木) 13時10分～15時05分
15時20分～17時20分
17時35分～18時05分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、武田専門職、田邊係員、
池永技術参与、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 環境安全部長 他8名

品質・安全管理室長

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む
場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っ
ております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映
状況表(R2/08/27)

時間	自動文字起こし結果
0:00:05	それではただいまより、人職規制庁の武田です。それではただいまより、原審に置こう業態取事業所との面談を開始します。
0:00:15	本日の議題は平和元年 12 月 2 日付で申請があり、Aは 2 年 8 月 27 日付で最新の補正がありました第三次設工認申請について、
0:00:27	事業者資料をもとに面談を行うものになります。
0:00:31	それではまずヒアリング使用もとにかくニュースみたいと思います。
0:00:37	H20096-02 について事業者から補足の説明があれば、あまり説明をお願いいたします。
0:00:48	原子燃料工業のカキノキでございまして 12009 次 6-02 の資料でございますが、
0:00:56	特に補足の内容はございません。
0:01:00	以上です。
0:01:06	。
0:01:07	はい。
0:01:09	原子力規制庁の場合です。それでは今H今日メーターの資料ですけれどもH200960 に
0:01:18	それでいくつかの事実確認したい点もありますので、回答内容を確認しますと、最初の一井ですけれども、これまあ以前にコメントした内容に対して、
0:01:34	対応の回答のところの後半の部分ですね、下から 2 しながらですか、その管理状況というところですか。鉄鋼に恣意性中央と 2。
0:01:50	本申請を対象とする加工施設である技術基準規則への適合性確認結果
0:01:57	で、設工認の場合は、添付書類 2 の
0:02:02	表 1 のうち、及び、2 表の 1-2 ということで 440 ページから 443 ページ。
0:02:11	及びポンチ絵折衝の対象とする施設に係る困難と書いてあって、最後のところで、30、
0:02:22	要は、
0:02:23	最終の段階ですね、30 人適合性確認完了時は添付書類の制に参考資料 1 台を約 38 から公約FC一覧できるようにしているという回答をいただきましたので、
0:02:39	この回答については、もう一つ資料表で、今回、皆さんのずれって準備していただいた最低
0:02:49	資料表に議論して識別している内容のうち、
0:02:53	二重取り消し線で記載しているという内容。
0:03:00	になってると思うんですけども、それはよろしいですか。

0:03:15	はい。
0:03:16	キカン原子燃料工業フジワラです。
0:03:20	ご指摘の転送のようになっていると思いますが、
0:03:27	ちょっとですね今日暮らしていただいた二重線の部分もですね、ちょっと° の ちょっとこの色分け自体がですね、まず我々から
0:03:38	ちょっとして
0:03:40	なんですか。揺らいでいるところもございまして、御説明の中でお話させていた だきたいと思います。以上です。
0:03:49	規制庁ナガイでつつ、説明は申請受けてるので聞きますけれども、申請をし た時点でまずここで当然のことなんですけれども、申請をした時点で、
0:04:05	申請対象の設備は明確にすることで申請対象に、いわゆる認可申請認可対 象ですね、こうした設備に求められる安全機能については、今回認可を受けよ うとする。
0:04:21	安全機能については漏れなく記載型を使用表に記載されていること。
0:04:30	気相部被災した安全機能については添付の説明書でなぜそれで技術基準に 適合するのかっていうのを記載するっていうことです。この構成については崩 れてしまうと、我々の審査のほうも、
0:04:46	できませんので、今回、は事前に準備していただいた色分けは、まず、今回申 請もあるが何かっていうのが我々もこの資料見てて、なかなか特定できない部 分があったので作ってもらったんですけど。
0:05:04	今言われると、もう審査をしてもですね。泥縄スピーカー形態の火山わかん ないんですけど、わかんないということで作ってもらいましたけど、何かどうい う考え方でこの
0:05:19	資料にな記載する事項を記載しているのかっていうのをちょっともう一度、例え ば基本に立ち返って説明していただけますでしょうか。
0:05:32	原子炉工業フジワラです。すいませんちょっと先ほどの御説ちょっと発言がで すねちょっと誤解をさせていただき、になるようなちょっと後で申し訳ございま せん。
0:05:46	申請書自体はですね、考えに基づいてやっていますですね、例えば、今ちょっと さっきそこだけお伝えしますと、いろいろ分けしたものをのですね部分で、例え ば 27 ページでございますが、
0:06:06	27 ページ安全避難通路のところでございます。これらの一番下二重線になっ ております。
0:06:13	ここににつきましてはですね。二重線ということで、別の申請でというふうな記載 にしてなってるんですが、実はですねこの遠い可搬式照明可搬型照明とい うのはですね。

0:06:29	各建物とか共有になりますので、そういった意味ですね、今二重線ですね、他の申請の
0:06:39	説明するというふうな記載になってるんですが、
0:06:48	必ずしもえーとですね。
0:06:51	えっと他の申請でというより、他の市機械ですね、これすべて共有という意味ではある意味高校は緑、
0:07:01	どちらに色分けしようかという形になってまして、必ずしも全く関係ないという意味ではないですね。だからそういう意味で先ほどちょっと色分けをが揺らいでいるというだけですね、申請自体はですねこちらの回答に書かせていただいているようにですね。
0:07:20	この二つの三つの表、表ですね表。
0:07:25	でん粉
0:07:26	1.2 の表 1-1、1-2、あと参考資料 1、こちらですね、今後申請するようなものをきちっと述べさせていただいてるところでございます。
0:07:37	以上です。はい。原子力規制庁流れです。今の基本的な考え方が必ずしも我々と認識が一致する必要はないと思いますけど、最初のこの資料の 11P1 枚目、
0:07:54	ページで 19 ページになりますけれども、この使用表で、適合確認を変えようとする安全機能の機器の名称がここに書いてあるわけですね、建物は記名ともに第 1 加工棟センチか。
0:08:10	附属設備は、8038 の非常用照明から始まって、ずっとずらずらっとでこの
0:08:19	設備、最初に申し上げましたが、この設備については認可を申請をしようとしていくんでそのように求められる安全機能が技術基準の上別条文ごとに整理されて書いてあると我々は理解してみているんですけど。
0:08:35	そうではなくて、ここに書いてない設備の安全機能を抱えているという考え方。
0:08:44	皆さんは整理しているんですか。
0:08:48	はい。
0:08:50	原子燃料工業フジワラです。今 19 ページの見ていただきますと、第 1 加工棟というのが今回申請でございまして、あとこの申請ですね、この第三次設工認の申請の中で、
0:09:06	示しますものが附属設備のうち、
0:09:11	ですね今回このタイミングで申請するようなものを失敗しては、こちらの附属設備に名前が入っているというところになります。
0:09:23	はい、税金をどうぞ。
0:09:28	どうぞ。

0:09:30	いやあのよろしいですか。
0:09:32	そしたらとともに分は確認しますけど、もう1枚目の資料の
0:09:39	これから申し上げたいっていうのを確認しまつで今これ強化に対して文化の申請をしているんですけども、
0:09:49	最終のイメージを持ってくださいっていうことを全員に対して、今回でいうと、どこだとか、後の
0:10:00	三つちょっとファンドはちょっとファイバーとってできないんですけども、以前にお伝えしてるところですので、それをお伝えした結果ですね、皆さんのところからどういう回答が返ってきてるかっつうと、この位置で、
0:10:15	回答対応のところの一番最後の、さっき説明しました538ページから140ページをセーブ一覧。
0:10:26	そして一覧できるようにしているっていうのを見ると、
0:10:32	ですよ。
0:10:33	500m
0:10:37	見てください。そうすると、今この二重線で消してるのは、介護費用目標から軽視しますっていう、
0:10:45	説明に
0:10:48	てるんですよ。
0:10:50	で、
0:10:51	その係数等の
0:10:54	継続ってことは、この使用表。
0:10:58	で求められる安全機能ではないことを書いてるからペイするんですよ。違うんですか。
0:11:09	はい。
0:11:12	原子燃炉原子炉こういうフジワラでございます。
0:11:16	その部分がですね先ほど冒頭でお伝えしましたようにですね、
0:11:23	設備自体はですね、ほかの建物と共有でございまして、別の二重線で傷というより他の設備で申請する安全機能ということでですね。二重線を引いてしまっているところがあるんですが、
0:11:43	これ自体はですね第1加工棟にも必要なものでございますので、一つのどこかの建物で申請して、その安全機能としては共有するような形になるかと思うんです。
0:11:59	それから一つ不要という意味での起震ではないということになります。以上です。原子力規制庁ナガイです。非常によく考えられてるんだなということで、我々も今この資料をですね、今回あの回答いただいた内容それから、

0:12:18	補正で申請があっているものを 540 ページの記載ですね、もう見えますので、これまでも何回もお伝えしているんですけども、もともと
0:12:32	評価に対して、設工認のは 1 本です。
0:12:37	1 本 1 回で出すと。だけど工事の工程と PAR の進捗食う考えて分割をすることはできるということですので、最後のフィニッシュイメージをとらえた上で、どこに何を書くべきかっていうことを
0:12:56	よく考えて書いてくださいっていうのはこれまでも何度もお伝えしていくんですけども、結局ここに書いて説明的にこれは次回以降を記載しは申請しますという説明を書いているのであれば、
0:13:11	それは地下もその内容っていうのは、第 1 加工棟の附属設備というよりは、皆さんの整理した安全機能バグを一つ持った設備ですから、
0:13:24	そっち相談支援するその資料表の中で、
0:13:29	整理されるということを皆さんも認識しているので 549 ページのこの安全機能の一覧を抱えた中でですね、
0:13:42	500 について第 1 加工棟だから、538 ページで可搬型照明の設計は最後に、バーにするっていうことは書いてあるんですよ。
0:13:55	で、最終的に、当該施設の使用表で説明する必要がなくなるって消しますっていうことは書いてあるんですよ。だからそういう説明的なものを資料表に書かれると。
0:14:11	今回認可申請するのかな、もしくは次回この加工棟の附属設備として認可申請をしようとしているのかっていうことがもう我々の中で皆さんの考え方が理解し切れない。
0:14:25	整理の仕方がまずよく考えて説明してくださいっていうことです。
0:14:33	よろしいですか。簡単に言うと、もし会で説明していたら、これどう 1 回で申請すべての安全機能を有する施設を申請するとしたらどういうふうに新設とかっていうふうにイメージをまず
0:14:51	考えた上で、その中の、今回は途中段階でっていう形。
0:14:56	いにしていただかないともう
0:15:01	ぐちゃぐちゃなっちゃった結果、この形で今後のいろんな設備が出てきたら、もう
0:15:09	対応しきれなくなると思うんですけどそういう整理で今後もやっていこうっていうことですか。
0:15:27	熊取原子力を含めてあるわけですよ。お待ちください。
0:16:27	いなければ、最初、
0:16:32	1 で、

0:16:34	この考え方は整理しないとさ、次、来月とあってから見てないけど、教育費だから、最初からその集票につけるんだと考えてその説明書で、
0:16:49	次回以降、ちょっとこの、これでぱっとするってことか。
0:16:56	それをやってた一般の皆様にも思ってたのはあれだ。
0:17:01	別に絶対そうだとは言わないけど、会社によって違っているけど、それからです。
0:17:08	県原子燃料工業の岡田です。
0:17:11	整理としましては、
0:17:22	538 ページから 540 ページにあります通り設備。
0:17:27	まず 538 ページは建物
0:17:32	はい。
0:17:32	建物自体に対しての要求を
0:17:38	求められてるものをまとめておきましてその附属設備に対しては、その 539 ページからの設備機器の費用の
0:17:52	この星取りの方に
0:17:55	要求事項を整理していますので、
0:18:00	その中で、今回の申請対象ではない。
0:18:07	可搬型照明と、
0:18:10	あと所外通信連絡設備につきましては、今回の申請対象ではないということで 539 ページからの
0:18:22	適合の星取表の中では設備としては表れないので、書く場所として建物の第 1 加工棟の中に、
0:18:40	その二つの可搬型照明灯所外通信連絡の要求を復興させておいて、
0:18:48	その次回以降の申請で確認しますよということを
0:19:00	ええ。ええとか何とか、
0:19:03	あとで求められることなので、忘れないように明示しておきながら、最終的には設備機器のほうで、その可搬型照明と通信連絡を所外通信連絡に求められる要求を
0:19:20	設備機器のほうで見ますので、最終的には建物が適合性の確認の中の表ではバーという整理にして、
0:19:34	使用表等整合は取れるように考えておりました。
0:19:42	はい。原子力規制庁です。
0:19:46	はい。原子力規制庁ナガイです。皆さんの考え方はそうだっていうのは、まず理解したところですけども、

0:19:57	そうすると、この加工棟の仕様表に最後どういう仕様表になるんですか。具体的に言うと、非常に要望書でいただきたい。
0:20:10	可搬型照明というのは、
0:20:13	資料共有形でどこに仕様表が最後現れるでしょうか。
0:20:20	この架構等の主要行いま出ている 79 ページからの使用表を御アップデートして追加して記載した上で、可搬型照明の安全機能を今ここに括弧としているんですか。
0:20:39	はい。
0:20:43	原子燃料工業の岡田です。第 1 項、
0:20:48	現在の申請している使用表の中ではなお書きで可搬型照明と所外通信連絡のほうは次回以降の申請でということで示しておりまして、今回
0:21:03	イトウ
0:21:07	今回の資料の
0:21:10	の二つ目か。
0:21:12	二つ目の資料の中では来次回この申請としてへ可搬型照明等、所外通信連絡設備の適応を確認を第 1 加工棟の附属設備という形で、
0:21:31	周辺の中に書き、
0:21:36	海底、
0:21:39	その辺の適用はここに於け落としてそれで最終的には第 1 加工棟の仕様表のほうにも
0:21:48	こうしてさらにこの附属設備に関しましてはその他の加工施設ということで、そちらの方にも使用表がありましてその中でも障害通信連絡と考えてるのが登場するという整理で設備機器のほうでも、
0:22:03	めぐっているということで整理しても考えています。
0:22:10	原子力規制庁の永井です。
0:22:14	施設区分としては、確かに建物ってどこにも、
0:22:20	所属してないければ、その中にある設備によって建物使用機バックアップですけど、その学校施設として今回の緊急設備じゃとか、通信連絡消火設備が火報通り
0:22:35	第 1 加工棟と同じ周辺の中に安全機能が記載されてますので、その他の加工施設としての申請は終了今と言っていましたけれどもそれはどういうものをつけるかっていうリストが法令に基づいて、
0:22:50	記載されてますけれど、区分されてますけれども、具体的な安全機能がこの 19 ページからの安全機能の下の中で整備されていると理解していますので、その中で最終的に

0:23:06	この可搬型照明であるとか、そういうのを第1加工棟、附属設備として位置づけるのであれば、わからないことはないですけれども、そういう、まずね、考え方をよく整理して、
0:23:22	次回以降これを借りるときにどこにどうやって書くのかっているのをよく考えて書いていただきたいと思うんですので、今回も我々審査をしていて、実はそういうところが皆さんの意図がなかなか伝わってこないの、今回皆さん何を申請しようとしてんだらう。一生懸命見ていくと。
0:23:42	これは次回以降消えるものですよって書いてあるわけですよ、親分38ページ太括弧から、それを一生懸命見て位置構造設備とか強度をとかですね、どこにどうなって作るんだらうと思うと何も入ってないんでこれは次回以降なんで、別に今回は書く必要はないんですけれども、
0:24:01	もうこの安全機能一覧の一覧ですね19ページの仕様表で、まず対象として、設備のについての求められる安全機能を漏れなく、
0:24:16	海底認可を受けてくださいってことです。
0:24:21	それがないと思う。我々のほうの審査もどこまでを対象にして、どこまで関係メディアの確認すればいいのかというのは非常に混乱を来している状況なんですけど。
0:24:35	誰かがうまく識別する方法とか検討できませんか。
0:24:49	いいです。
0:24:51	原子燃料工業の岡田です。今回の認可の対象等をしない。
0:25:02	範囲につきましては、
0:25:05	申請書の40、
0:25:09	ページの別表-2-1-9のほうで、
0:25:14	さ、し、
0:25:17	再度まとめておましてこの
0:25:21	要求については、人表4台の鹿沼次回この申請適用性を確認する予定の範囲ということに
0:25:32	なっておりますのでここ等都庁超しているんですけれども1加工棟第1加工とそのページ19回の使用表の中にも盛り込んでいるという状態です。
0:25:46	はい、原子力せえとそれは最終的にはそういう附属設備についての仕様についてもその1加工棟の仕様表の中で、全体で品種イメージとして、
0:26:02	その要求が乗ってくるというイメージで書いたつもりで、
0:26:07	整理はしておりました。
0:26:10	以上です。はい。

0:26:12	原子力規制庁の永井です。今もう考え方はまず我々のほうも理解をしましたので、その上で、先ほどから説明がある第1加工棟の附属設備と
0:26:27	いろいろ考え方なんですけど、これで第1加工棟も附属設備って全部どこにあるっていう、いわゆる親子関係と言えればいいんですかね回る電気の盤は独立でとってるのかしれませんが、それはほかに、申請書の中で見えるようになってるんですか。
0:26:46	要は最後のときに、この第1加工棟っていう中で、附属設備として必要なものは、
0:26:54	こっからここまでは最終的採用予定ですっていうのは、今の段階でわかるんですか。それが安全機能の番号のリストをつくったりSTEPとありますが、それはどうかわかるような程度であればちょっとページを示して説明していただきたい。
0:27:28	お待ちください。
0:28:23	原子燃料工業の岡田です。ええとする。
0:28:27	明確に親子の関係というものは示しては、
0:28:33	いないんですけども
0:28:37	店舗上の1の
0:28:40	ページの300校、
0:28:47	359ページ以降に安全機能を持つ施設の管理番号として
0:28:59	網羅的に、
0:29:01	設備を示しております、この中で、
0:29:08	基本的にその他の
0:29:11	加工施設に該当する設備について、
0:29:16	建物と貯蔵庫関係に
0:29:20	あるよ。あるように整理はしております、その中で、
0:29:30	取り合いがある部分に関しましては、備考の備考欄の中で名何次申請の中で、
0:29:44	その適合性を確認して
0:29:47	何に申請の中で次へ次回以降、次回以降の申請があつものはそうまわしますというような
0:29:56	内容のことを記載市長おりますので、その中で、
0:30:03	管理はできているという状態にはしております。以上です。はい、原子力規制庁のナガイ率。
0:30:12	はい、原子力規制庁ないです。そうするとちょっと具体的に確認したいんですけど、可搬型照明というのはちょっと今何番の何ページを見れば、

0:30:22	その第1加工棟のものをやっぱペーパー言えば、
0:31:08	原子燃料工業の岡田です。ええと考えると照明についてはその他の加工施設ということで411ページに記載はしております。
0:31:21	今の直接親子関係というのは、
0:31:26	明確には示したことはできておりません。
0:31:32	何番ですかね。
0:31:36	と8038-4番です。
0:31:48	これは、そして8384てのは考えたんで、親がどこにあるかっていうのは決まっ てなくて今回借入主に書いておいて次回を離隔として、
0:32:05	第1加工棟専用の可搬型照明になるんですか。
0:32:10	それともいろんな片やで共有するんですか。
0:32:22	です。
0:32:34	。
0:32:35	原子燃料工業の岡田です。事業許可のほうで添付書類のどこのに101ページに可搬型照明の配備という表がありましてその中で、
0:32:51	事業所内にある照明について示していますその中で第1加工棟というのも、
0:33:01	一つありまして、
0:33:06	そういったものをも含めて他の建物、例えば第2加工棟にも補足するようなものも出てきます。
0:33:19	原子力規制庁の永井です。今許可の温度201ページ、2点ですけど。
0:33:27	第1加工とってるからじゃないですか。
0:33:35	等一番右の岩相はいはい。
0:33:45	わかりました。それで、今、今のちょっと関係しましたので、ここの評価を踏まえて、
0:33:55	ここに書いてあるところの設置場所の建物が出てくるときに、
0:34:02	ここにあるべき設備その建物附属設備で
0:34:09	書くってということを皆さんで考えているということですか。
0:34:15	原子燃料工業の改正案の
0:34:19	基本的にその考えでおりましてその中でも一期パンツ加工施設であなた建物も出てきますので、その場合は、
0:34:32	イトウ
0:34:36	うん、だからセルその建物がどのように仕様表に書くかというのはちょっと検討はしております。
0:34:44	そして、イトウまた、410、今回の申請書の411ページに戻りますけれども、

0:34:53	次回以降になるんだと思うんですが、許可ではこういう形で山体可搬型の証明したね。なんかクレームな形になってるんですけど、ここは一行しか書いてなくて、対するも
0:35:08	要は全体が見えなくてまたそれを分割してくると、さらにここが分割されるような形になって想像は多孔番号は増えていくとかですね、医療は、et全体として五つの申請書でどうやって、
0:35:27	申請するのかって、特に使用表はカナメになるものですので、今回の申請書に限って言えば、こういう色分けをしたり、識別表示していただいて、申請範囲は特定できましたけれども、
0:35:43	こういうことを、次回以降ですいろいろな設備が増えてきたときに、皆様親子関係で整理したいというならそれは否定はしませんけれども、きちんとその全体を通して、本当に管理できるかっていうのはよく検討をするように、
0:36:01	してくださいってということですね今みたいな説明がちょっとできないと我々書類だけ見ても、とっても理解
0:36:10	できません。皆さんも今の説明の中ではけれどあるていろいろなことがあるんですけれども、よく申請の仕方を考えていただきます。
0:36:21	課題と審査にも無用な時間がかかってしまうというのをよく理解した上で、シンプルいずれ必須だと思います。必要なものを必要なだけ改定を開けては、それだけにバケットでさらに次回以降どういうふうにしていくのかっていうところは、
0:36:39	管理の仕方として、全体を通して、よく検討してください。今回の、この今回の補足資料も含めて、認可を受けようとする範囲ではないということで、議会基本線で決裁ということで、
0:36:55	それも踏まえて、管理の仕方を生かして次回以降ということでわかりましたけれども、
0:37:02	そういう観点できちっと整理してくださいということで、今、この議題については、そういうこと一つ思います。
0:37:15	よろしい、原子燃料工業のお答えささん
0:37:19	ご指摘の内容を承知いたしました。それで、
0:37:24	451 ページにあるような表にですね前回からも班員と、
0:37:36	範囲を明確にするというご指摘ありました。
0:37:41	なのでその点も踏まえまして今回の3次設工認の中では屋外消火栓については
0:37:51	最終的にんな当貸誤字の申請でまとめて圧損全体
0:37:59	の系統全体で
0:38:04	適応を確認を受けられるような整理を

0:38:12	来た上で申請をしております。いつ申請するかということの整理は設備の 451 ページの表の中です。何次申請の中で申請するかという。
0:38:29	〇月をしております、
0:38:32	その中で可搬型照明ということで第 50 申請ということで整理をしましてその中で全体は、
0:38:43	向上させるというような計画に
0:38:48	指定さうさういう設工認の分割の申請の仕方を
0:38:53	考えております、それが
0:38:57	そういう執行面についてその使用表からの一連のその添付書類 1 添付書類 2 の流れの中で見えにくくなっているのは、/ の課題だと思いますので投与 CS 表示設工認以降のそういう申請書について
0:39:17	あと附属設備とかにどういう整理をするかというところは検討いたします。以上です。はい、原子力規制庁の生井です。そういう改善の方向も当然継続改善もありますので、
0:39:35	まず形で対応していただければと。
0:39:40	で、この 3 意見だけもう一度お伝えしますが、申請書の 411 ページの安全、安全管理番号 8000 飛んで 38-4 です。1 つも意識していただきたいのは、最終的に認可を受けようとする。
0:39:57	事業に位置構造強度の強度が求められないものがあればいいですけども、わざわざ設置場所の欄が設けられていて許可でも 3 台を 3 ヶ所に置かって書いてあるのに、ここにはバーとしてあって、
0:40:14	節購入の段階で、だんだんその普通教科の答申を踏まえて、その分対応後に、こういう申請書に落としていくといただいて、位置構造強度を確認していかなきゃいけないのに、もうこの書類を見ても、結局その後 3 台のかなと
0:40:32	わかんない状況になってますので、よくそういう点もキーワードとしてね、漏れがないかと何よりももう別に、この管理しろというよりはよくわかるように体系だてて考え方を整理して、
0:40:48	記載してするようにしてくださいということです。よろしくよろしいでしょうか候補原子燃料工業の後藤です。承知いたしました。
0:40:59	今なくなりましたけども、もう一度資料の 1-1-20096-2 にこの 1 個品、
0:41:10	の 2 ページ目の 5-3 から今後の問題ですね、ここで何かありますか。
0:41:21	よろしいですか。
0:41:23	グリーの別府ですね、この 8 から 14 です。
0:41:30	そうですね。
0:41:34	。

0:41:35	次の 14 ページ、13 から 15。
0:41:39	国を挙げました。
0:41:45	規制庁イケナガですけども、13 なんですが、
0:41:51	保管
0:41:53	廃棄施設の■■■■と■■■■ですか。ドラム缶の活動、
0:42:02	変更されて、トータル的には変わらないと。
0:42:06	ということですね。従って線量評価のほうを変わらないと書かれてるんですが、この線量評価はどうされたかよくわからないんですけども、各 4 分の 1 とか、個別に
0:42:21	拡大があれば、それをもとに計算されてるんですかね。そうすると、
0:42:28	変更することによって、計算値が変わってくるんじゃないかと思うんですけども、トータル的にドラム缶が■■■■なんぼですかね。それに対してだけの評価で、
0:42:43	線量評価をされてるんですか。それでちょっと確認したいんですけど。
0:42:49	原子燃料工業フジワラです。
0:42:52	えーとですね。ドラム缶の配置自体は基本部屋ごとですね一定の数でやっておりまして、一応 1 も多少のですね変動の範囲でですね、最も厳しくなるような形で一応動かしてもですね。
0:43:09	それが下回るというのは確認しております。
0:43:13	以上です。そうすると、ドラム缶の本数が今回若干こう変更されたのはあくまで
0:43:23	総合評価されるときには、
0:43:26	最大のほうで評価されてたから、影響がないとそういう理解ですか。
0:43:31	ここの数字が変わるから、今日かかるんじゃないかなくても評価されるときには最大量かなんかで計画されてるから、その内すんだよっていう、そういう理解ですか。
0:43:44	時原子燃料工業フジワラです。今回は■■■■が増える形になっておりますが、その形になりますと、
0:43:54	線量が低くなるというように確認をしておりますので、ご理解の通りになります。以上です。そうすると、■■■■は逆にったんですよね。
0:44:07	はい、減っております。減ると占領低くなると思うんですけど 4 日は売れるんですけども、線量は今の御説明では減るとおっしゃったんですよね。ちょっとそこはすみません、
0:44:23	■■■■が若干増えてつく線量が低くなりまして、この 1 もですね、はほぼ若干増えましてももともとこのエリアに少し置いてますね線量も増えないという形になります。■■■■はわかるよ一応逆増えるじゃないですか。

0:44:45	このづけることはドラム缶数が増える、増えたのに、線量は大丈夫なんですか って言うんです。
0:44:55	原子炉工業フジワラですね、若干ふえを得るますが、8と9の減る量の方が 多くなっております。以上です。
0:45:09	だけどトータル本数は変わらないですよ。
0:45:13	原子燃料工業フジワラです。トータル補足ありません。はい。私の最初の質問 は、僕らの的にはと ■■■ は ■■■ が ■■■。
0:45:24	それから ■■■ が ■■■ が ■■■。
0:45:29	それから ■■■ が ■■■ というプラスマイナスがあってこれトータ ルの的にはならないということなんですよ。■■■になっ ても、線量評価としては少し増えると。
0:45:45	思うんですが、それは ■■■ のドラム缶数学本数あけることによって、線 量が減ること相殺されると。
0:45:56	そういうことですか。
0:45:58	はい、原子燃料工業フジワラです。はい、御理解の通りになります。わかりまし た。ありがとうございました。
0:46:05	この3はい。
0:46:08	この13は、別途規制に規制庁ナガイです。この順番については、これはいわ ゆる安全機能一覧と、
0:46:19	言ってますけれども、今回の物性ですと、第2表に金455ページからあります けど、これ後程ですね、■■■、
0:46:32	1の間から今回補正対象になっているところで考え方を御説明いたしますの で、そこでやっぱ確認。
0:46:43	ないと思います。
0:46:45	マラソン次ですとページ目でございます。
0:46:49	はい。
0:46:50	規制庁の田辺です。合法十八番で一つお伺いしたいと思います。まずゼロタッ チですね申請書の反映箇所を記載していただいておりますが、図の4-1の ほう、新しくつけてもらった。
0:47:09	クマイ消火栓の場所ですね、やっぱりつけていただいたんですけども、今回補 正面談でもう一ついただいた色つきの資料、こちらの確認していただきました が結局のところ屋外消火栓については
0:47:26	次回以降ということになってしまったので、今回、申請書にやっていますが次回 以降なんですねということやはり確認させていただきましたですね、屋内消 火栓は次回以降でこういうふうに移動するということなんですよ、一つ。

0:47:43	アクセスルートと関係性についてちょっとお伺いしたいと思います。アクセスルートについては今回理事おりますが、
0:47:54	市屋外消火栓の場所は、今回借入利率ということで、国会図に載ってますが、そうですね。借入利率がですね創設はちょっと場所が変わったりとかですねそういうことであるのでしょうか。
0:48:10	というのを一つお伺いします。ご回答をお願いします。
0:48:16	原子燃料工業の井上でございます。
0:48:18	ノリスト本数ですけど、仮移設後のときに、
0:48:24	ボルト等で付け直しますので、若干は動きますけれど、大きく動くことはございません。
0:48:31	以上でございます。
0:48:33	そうすると回位図面上は寸法と書いてあるわけじゃないのでは基本的にここに書いてあるのが最終的なですね、設置の図面と変わらないっていうような理解でよろしいでしょうか。
0:48:52	原子燃料工業の井上でございます。図面上あるかどうかわかりませんが、若干は動く。
0:48:58	動きますという回答になります。はい、以上でございます。
0:49:03	若干ってちょっと想像できないかっていうのがあって、非常にちょっとわかりづらいんですけども、こちらからの指摘としてね、アクセスするときにはほかするとは相当屋外消火栓からのアクセスっていうふうになってますが、
0:49:19	やっぱり記載が必要なのは、最終的なですね形に対してどういうふうアクセスするのかっていうことになりますので、今後Howが消火栓ですね実際に申請できたときにはそういうのが最終的な形に対してどういうふうな
0:49:36	1になっているのかってのはですね、わかるような図面を記載するようにお願いします。
0:49:50	原子燃料工業でございますが、イノウエでございます。承知いたしました第5次なるためフロアの最終的な基地を示すことにいたします。ただ今の図面との差が難しいところだけ出るかはちょっと難しいところがございます。以上でございます。
0:50:05	はい、よろしく申し上げます。
0:50:09	原子力規制庁の相田です。
0:50:13	今の実は大事な要素は含んでおまして、いつにここは消火するだけじゃないんですけど、申請書に142ページで
0:50:25	仮移設前と仮接合の位置が書いてあるんですけど、これは工事の方法も、今回採血ですね、皆さんはそれも踏まえて帰ってくると思いますが、基本的に図面の中では最終的な認可を受けようとするときに結構ですけど。

0:50:44	最終的な 1、
0:50:48	そこがわかるようにしてくださいねで途中結果が必要であれば当然会計いただいて結構なんですけれども、最終的な位置があまりとしてこれらの屋外消火栓に入ったわけじゃなくて、全部そういうことです。
0:51:04	ご理解
0:51:07	してるとことは思いますけど。
0:51:14	原子燃料工業のイノウエでございます。承知いたしました。
0:51:19	どうぞ。
0:51:24	はい。
0:51:26	では、資料のページ、6 ページ目、ここでの
0:51:32	番号(21)12 番、ここからはピットからコメントでございますでしょうか、原子力規制庁ナガイ鉄、ちょっとこれ、3 月の 22 なんですけれども、
0:51:47	過去申請の人の不法侵入にね、これについては、
0:51:57	資料表、表のからの全資料でございます。
0:52:02	確認したいと思えますけれども、わからないなっていうのは 24 ページに、
0:52:07	来地下とのCCFの設計仕様が書いたんですけれども、ここで見ますと、一つのポチで立ち入り制限区域を設け、所定の位置からわかっているし、
0:52:24	以外の形で表記して監視というはあるんですけれども、この立ち入り制限区域を申請書の中で探してるんですけれども、どこにもその区域はしてきたのは大事ですけれども、これはどういう
0:52:41	この言葉を使っているのか。
0:52:45	御説明して、
0:52:47	。
0:52:48	原子燃料工業の藤原でございます。立ち入り制限区域と事業所の場合ですねアノン程度周辺監視区域と一緒にございまして、周辺監視区域のことをさしております。
0:53:05	周辺監視区域自体もですね、立ち入りを制限しておりますので、正式な正門を通じて、人の定量管理しておりますので、そういう意味でございます。図につきましてはですね、ちょっと申請書の中にはですね。
0:53:21	特に今回は入っていないんですが、もともと図示例と周辺監視区域自体はですね、事業許可及び保安規定のほうできちっと明確にしておりますので、
0:53:34	明確にしております。
0:53:38	以上です。
0:53:40	同じくですね、
0:53:45	この資料の中の三つ目のポチなんですけれども、

0:53:49	管理区域の出入口で営業常時監視するかとなっておりますけど、これも前位置取りません。どこが入口になってどういう詳細はどうしておりますけど。
0:54:07	どうぞは成立して到達してるかというのはどっか説明申請書の中で、まずその整理口がどこにあって、どういうふうに感じてるかっていう説明があって、その中で、下があれば説明をお願いします。
0:54:25	時原子燃料工業フジワラでございます。今の御指摘の管理区域の出入口ですね、こちらにつきましても、従前から下降としまして、事業許可と保安規定、設工認のほうではですね、明確にはなっていないんですがこちらも従前からですね、保安規定の
0:54:45	ではですね、管理区域の出入口としてそれぞれ示してございます。以上です。
0:54:54	はい、原子力保険考えですので、今回ですね。
0:55:02	基準の適合を確認していくかというふうにこの9条の1項で要求事項70人の方針ですね、これの具体的な対策を実行するように、認可を受けようと。
0:55:18	申請しているわけですから当然それをどこの区域であって、こうするかっていうのを書いてるんですけど、従来から書いてないから掛けパーセンテージは説明にならないと思うんですけど。
0:55:31	いかがでしょうか。
0:55:33	はい。
0:55:37	はい。
0:55:42	原子燃料工業フジワラです。
0:55:45	一応この条項をですね不法侵入の防止ということで対策を書いているという、我々は考えておりまして、この出入口で常時監視をする管理というところをですね、我々石油基準。
0:56:03	等の適合でですね、示して、
0:56:07	おります。
0:56:08	以上です。
0:56:10	原子力規制庁長いですので、接着されてる内容はわかるんですけども、何人かを建設するかっていうところですね、さっきもお伝えしましてまずまずの河川沿いの申請ですので、
0:56:27	ものによっては設備が管理近い形もありますけど、まずそれが1として、どこにあるかっていうのは必ずる観点としてですね、わかるようにしてください。今説明のあった内容で本規定等を勘案してみれば、
0:56:45	わからないことはないんですけども、そういう説明がなかなかなくて、添付説明書の不適合説明。
0:56:58	地震計のほうですね。

0:57:05	ちょっとお待ちください。
0:57:11	はい。
0:57:13	はい。
0:57:24	494 ページですね、本当にこう侵入の防止に関する適合性説明を皆さんがどう いうふうに認可を受けようか見ているんですけれども、
0:57:39	まず、技術基準の要求事項は救助が手でその下に適合性説明ということで評 価の要件が書いてますんではもう当然ご承知とことと思いますけど、設工認の 認可基準は 1 号 7 号の審査、
0:57:55	要件が許可を受けたところと、2 号が技術基準への適合とですから、この上の 上野っていうかそれぞれの要求事項に対して皆さん今回個別の詳細設計とし て、すでにやるの。
0:58:12	施設の説明するための管理してると思いますけれども、どういう侵入防止をさ を抱えていると／てるかっていうことを具体的に我々の固着審査してますの で、
0:58:27	このところできちっと今説明のあったような形が読み取れるように、まず説明 していただくと同時に、具体的な設計の結果としてアップとして、
0:58:41	形として、
0:58:43	制限区域がここで変わっている所張りつい確保テストというのはわかる形にし て
0:58:51	しないと、結局こういう質問のやりとりをしないと何を申請してるのかわかん ないという状況になりますので、我々のほうでも、今説明のあったのは、保安規 定、これは暴露見てそこがちゃんと書いてあると。
0:59:07	まずですね、今みたいな説明でもわかるわけないですけどそういう説明するわ けには記載されていないので、皆様何を意図して委員会申請してるのか全く わからない状況になってワイワイですけども。
0:59:24	その周辺監視区域と立ち入り制限区域の関係とかですね、
0:59:30	ことバーについても許可を踏まえたよく考えていただいて、
0:59:37	認可申請をするようにしてください。
0:59:47	はい。
0:59:48	意見自然 6 フジワラです。承知いたしました。
0:59:57	経験をタケダです。
0:59:59	ではこちら 600 名からはよろしいでしょうか。
1:00:04	今、気山の号炉 23 番の(28)番、ここまでできてからコメントございますでしょ うか。
1:00:19	血糖のタケダです。

1:00:23	この 25、この 28 番、この合法的に関する内容で一定確認ははっきりいただきたいと思います。
1:00:36	これを全部名前からでっかいの面談で聞きさせてもらっていると思うんですけども、コンクリへと三紀ナンバーワンの対しや竜巻の検討の中で、コンクリート充填扉についての評価はされていないと。
1:00:55	いうことだったので、前回 8 月 27 日の補正で重点とびあっていただいたわけが全部ポンプをされているわけなんですけれども、このタイミングでちょっと確認を図っていただきます。
1:01:11	まず、
1:01:12	日コンクリート中電扉の開示に関する検討か、規制庁の 653 ページから
1:01:21	載せられております。
1:01:24	各巻きに関する検討が 726 ページここに記載がありますけれども、ちょっとこの泊についてここに単位ですけれども、
1:01:35	例えばPの検討ですね、726 ページの部分では、
1:01:41	検討項目が確保短機会があるんですけども、シュックレームリングガイドローラ一部アンカーボルトの評価とあるんで、
1:01:52	廃棄に関しての検討が 654 ページ、(3)で挙げられておりまして、これ車輪部会ローラーフォールトなってるんだけど、
1:02:05	これに関する部分、'フレームに関する部分とか、いないんですが、このリール程度なのか御説明いただけると。
1:02:17	原子燃料工業ワラタニでございます。こちらですね ■■■厚のコンクリートの壁でして、十分なって交通及び廃棄んと入ってますんで、壁 1 枚にですね、地震力作用させても、
1:02:34	損傷ということにはならないだろうということで一応剛体というような扱いで評価をしてございます。ただですね竜巻のほうに関しましては、風荷重にプラスしてですね飛来物の荷重が作用するということで、ずっとそちらのほうで確認をしようという趣旨でございます。以上でございます。
1:02:55	別途、別途のタケダです。
1:02:57	わかりましたからといった飛来物ER評価等で
1:03:04	時本体の部分の環境変わってるなっていくということで理解しました。
1:03:10	私のほうから営業です。
1:03:13	それでは資料の 7 ページ目からのコメントということで、続きまして 8 ページ目ですねチェック計算方法(29)から 30 個からこの範囲で生徒からコメントございますでしょうか。
1:03:31	よろしいでしょうか。

1:03:33	では、続けば、資料 9 ページ目コメント番号 5-35 から、この 38 個から精度から確認事項がございます。
1:03:51	規制庁の吉井です。
1:03:55	えっとですね、多分 38 貯蔵次のページの 39 と同じちい絡みだと思うんですが、
1:04:06	いわゆる██████████におけるそういう物件の
1:04:12	いろいろに関する事項ヒーターここに指摘してる内容はですね。
1:04:18	いろいろ書いてあるんですけどっていうと二つなんですかつう
1:04:24	指摘があつて、一つは、
1:04:27	この
1:04:28	輸送容器の評価技術基準の第 6 条の対象になってるのかわからないのかつて、
1:04:36	一つあつたつて、もう一つは、評価で御説明して解決
1:04:43	これに対して、今回店舗じゃないということで特段の、
1:04:49	固定という対策をしないという活動を
1:04:53	ことについてどう解釈するのかという。
1:04:58	配員に対して一応回答いただいでるのが
1:05:06	6 条の対応の特徴の間の技術基準 6 条への対応するものではないということともう一つは、
1:05:14	補填措置について政府のいわゆるソフト的に含むということが、
1:05:22	6 条の対応を変えたかについては、
1:05:29	ちょっとイケナガのところがあつて、1 続きの書き方でいればですね、第 3 層つていうものに対しては、これは、
1:05:40	6 条で要求する加速度だというふうに解釈したら言つ退職者輸送物だつて。
1:05:46	そういう意味で、部長の
1:05:49	対象耐震設計の探傷に入らないというのは、
1:05:55	実際そう解釈できるので、これについては
1:05:58	委員長から
1:06:00	その他今回その他で修正してますけど、そのため、申請すると。
1:06:05	記載するというのもうオカダと思います。それからもう一つ前回指摘した内容で、
1:06:14	高低差用い、
1:06:18	それと、
1:06:19	いわゆる答え固定措置を講じるということに対して、今回、
1:06:24	固定ではなくて、一段積みで管理すると。

1:06:29	いう
1:06:30	ことになってるんですが、その会社食う
1:06:34	について、
1:06:39	これ、このときの回答を1個今回新しく回答いただいたので、ちょっと一般論ですから、この47番の15ページのところで、今回の固定装置に関しては、
1:06:56	課長の方、こちらの方としては、
1:06:59	これは明らかに恒設の措置は含まれない。
1:07:03	だろうというふうな解釈をしていますが、一応
1:07:07	この47のほうで今回
1:07:13	これは最終的には許可からの変更点ということで追記をしてきたということで9件まとめてまずそれが山地今回の新しい技術を急いで431ページに、
1:07:33	この辺の解釈が違うということになってるということについて、434ページに、
1:07:40	許可から変更ということについていただきました。いただきます。
1:07:45	だからもうちょっと質問なんですけど、これ無料で限りは、
1:07:52	解釈の説明だけだ何だ変更点変更というふうな変更したというふうに読めないんですが、これちょっとどういう、この三番ですね、どういうふうに解釈したらよろしいんでしょうか。最終的にはどういう解釈でこれをでこういうふうに言ったということで、
1:08:09	解釈すればよろしいんでしょうか。ちょっとそこだけ説明をお願いしたいと思います。
1:08:17	原子燃料工業フジワラでございます。また変更点ということで、こちら記載しておりますが、委員の設計が変わったというかですねそういう意味ではなくてですね、記載の内容がですね。
1:08:36	国会を通っていますか。解釈をえーとですね、明確にしたというように、意味合いでこちらの変更点に記載しております。事業許可のほうではですね固定措置を講じると。
1:08:53	いうことですね、我々ここに書いておりますが、固定措置の中にはソフトも含めてですね、事業許可書ソフトも含めてというように記載がないため読めないように、ふうになっていた読めるか読めないかというのが明確になってないところがありますので、
1:09:12	高揚変更点といたしまして、
1:09:15	ソフトの対応ですねハードだけでなくソフトの対応も含めて、固定措置というように書いていますということで書かせていただいております。以上です。
1:09:30	これ措置という文言については変えないということで、その解釈をここで読んでくださいというふうに理解せず、

1:09:42	原子燃料工業の藤原でございます。
1:09:45	どう御理解の通りになります。以上です。
1:09:53	ちょっとこれ、基本的に安全機能に影響するものではないので、一応ここで解釈するということで、
1:10:01	1秒了解得等ありました。
1:10:10	はい、よろしいでしょうか。はい。
1:10:13	それでは
1:10:15	何も込めてこの関係もいっぱいでは次のページは20ページですね。
1:10:24	ページ上のコメント番号の40番
1:10:31	はい。
1:10:32	では、づけもずっとページ目のほうも41から4点セットを起点職規制庁のIPSとこ42番なんですけれども、分割申請する際の11件ちょっと先ほどずっと確認したので、
1:10:52	店頭同じですので、ここもぶっここには別部隊かけてことではないんですが、今回の
1:11:00	面談資料のカラーでいろいろ識別してある資料を見れば、理解ができるということにわたりますので、それはそれでできるんですけど、できるだけ、
1:11:15	c求められる安全機能っていうのは1回の申請でまとめてね、位置構造設備が一向増強とそれから機能性のできるだけまとめて申請できるようにご検討いただきたいと。
1:11:30	やむなく復活する場合は、申請書には入っていただくということですけど、わかんない場合はこういう説明資料、
1:11:39	ミライトはなかなか理解はしませんということでございました。
1:11:44	今ちょっとコメントだけ出します。
1:11:49	それからですね、この44についても、先ほど
1:11:55	これこの後ですね、 XXXXXXXXXX で、
1:12:02	基本的なね、これをどうしたというよりはどういう欲しいで皆さんの申請書をつくって作り込んでいくかっていうのを御説明いただきます。
1:12:13	続けていっちゃいましたけど、
1:12:22	よろしいでしょうか。それ傾向。
1:12:33	今、コメント学校の伴これはこのようになりますので、ていう90ページございますか。
1:12:42	よろしいですか。
1:12:44	それでは13ページ目の44-45オカダでございます。
1:12:51	やっていると。

1:12:54	14 ページ、5 本 46、ございます。
1:13:01	いや救護ページ名バックアップサッカーのコメントから今回この 47 から 5-50 オカダでございますでしょうか。
1:13:14	はい。このページもとか、
1:13:18	16 ページ目、この 53~57 ここから規制庁から終えたございます。
1:13:26	原子力規制庁ナガイです繰り返しになるんですけど、この 50 については後程安定度で
1:13:36	はい、ありがとうございます。
1:13:37	では、
1:13:39	ヒアリング資料に基づいた事実確認については以上となります。
1:13:46	では、引き続き対応を超えてやっていただきます。
1:13:52	では次の議題の方に理解と思っております。
1:13:56	産業 8 月 27 日に補正申請低下したせりやの内容の確認をいたします。
1:14:05	ここで決まって熊取のほうから補足はありましたらお願いいたします。
1:14:17	原子燃料工業の研究でございます。また以上蛇腹ここだのとはございません。
1:14:24	以上です。
1:14:26	はい。時られてるわかりました。それでは平常評価オカダ規制につきまして、ページ 2 を進めて参ります。
1:14:40	では、
1:14:42	いや、生徒の政令制定前から順番に確認していきたいと思えます。
1:14:51	はい。
1:14:52	うん。
1:14:54	はい。
1:14:57	今日はまず最初は、
1:15:03	箱の了承を踏まえてですね。
1:15:09	18 ページ目までで育成とかはございますので、よろしいですか。
1:15:17	では、
1:15:19	いうてるページ目ですね、下階加工棟の仕様表から、確認事項は
1:15:30	ここは今確認したいのは 19 ページ、15 ページから書けます電力ちょっと施設全般施設、主に建物や機器サポートで、これについては、協働をも具体例でいくと確認したので、それ以外の点について、
1:15:48	どうぞ。
1:15:50	合併したいと思えます。
1:16:03	規制庁もタケダです。

1:16:06	いや、私の方から
1:16:10	添付させていただきます。
1:16:13	ページ見てる賛成の会議の場が表現に改めましょう防止のところになってございます。
1:16:24	ア項で、
1:16:27	特定を想定されるべきなんでしょうとして挙げられているかと思うんですけども、
1:16:36	ここでいろんな色が屋外消火栓には凍結防止として表露出メーター実際行ってる設計なおアプリP波／tで割るとパッカーフリーより設定されてみないと。
1:16:52	差異があるんですけども、
1:16:56	その後提案というのは言い訳は想定している気温が何度であって、現状の主蒸気設定している場所が何度まで入ることになっているのか、具体的な定量的な
1:17:12	これをいただけるでしょうか。
1:17:15	はい。
1:17:23	原子燃料工業の井上でございます。極低温というのは大阪府ではマイナス7.5° 最低気温というふうに経営
1:17:33	構築されております。
1:17:35	それから、マイナス7.5に対して、凍らないということで、凍らないような仕様にするということで考えております。
1:17:44	以上でございます。
1:17:45	評価結果かけられるような点ごとに耐える設計ということは理解して／マイナス7.5という、目標に書いて現状何度まで滞留設定になっているのかということを書いて、
1:18:04	けれども、
1:18:05	お願いします。
1:18:18	変更。
1:18:20	原子燃料工業の井上でございます。何度まで耐えられるかちょっとすいません今答えはありませんので、再確認いたします。以上でございます。
1:18:29	それでは、わかりました。はい、じゃあ、
1:18:36	また、機器に入っていただくこの全体の弱面頑張るまでそれは回答をお願いします。
1:18:47	厳正な工業でございますので面倒までまでに回答いたします。承知いたしました。
1:18:54	はい。

1:18:56	はい。規制庁タケダです。ではこの資料の中でカバーの中ではさ確認事項ありますでしょうか。
1:19:06	江藤支店長卵率を火災等による損傷の防止について確認させていただきたいと思えます。人開発していくので一つずつ回答お願いします。
1:19:18	まず最初これ事実確認とアクセスルートについてなんですが、今回シヨウ当初です。アクセスルートは、火災による損傷防止の中で対応整備されてますが、これはほか何か同じように火災とも更新中で、
1:19:35	整理されているものという理解でよろしいでしょうか。
1:19:50	これ、
1:19:53	原子燃料工業稼働目でございます。はい。今おっしゃっていただいたように、屋外消火栓からのアクセスすると、超過活動におけるアクセスルートというところで火災による損傷の防止と、
1:20:10	いうところで整理させていただいております。以上です。ご説明ありがとうございます。そうしましたらと今回の後任のただいまの記載とビニル整理していきたいということでしょう。いたしました。
1:20:26	続きまして、火災の損傷防止についてなんですが、時ですね、資料見ますと、1 ページ、ノ向こうが十分値の 3D 値ですね。
1:20:41	火災は発生防止についてなんですが、今回ですね、第 1 項とこの記載を読みますと、第 1 加工棟は不燃性材料を用いた渋滞カー建築物としてますということをおっしゃっております。探し後段の文章で、
1:20:58	耐震等々で追加する材料はマニュアル化の程度コンクリート厚の不燃性または難燃性材料をする設計というふうな記載がございます。
1:21:11	頭のほうで第 1 加工棟クレーン設置作業にすることを話していて、かつ、さらに耐震補強で難燃性材料を用いることをおっしゃっていますが、これはやっぱりどういうふうにされて整理されていたのかということと、
1:21:26	実際に難燃性材料使うのであれば使うっていうのを具体的にもですね、お願いいたします。
1:21:36	はい。
1:21:41	税制の工業ワラタニでございます。火災の発生防止ですね。準耐火構造ということですが、全体が建築物ということにして、基本的にははちょっと許可のほうでは不燃性または難燃性と、
1:21:57	いう要望ですね、使っておりますけども建築基準法上はどちらかというと、準耐火構造ですとか耐火構造と、いうふうな扱いになりまして、ちょっと文言としては完全に整合してないのかもしれないですけど、いわゆる燃えにくいもの。
1:22:14	主要構造ちゃんと使っているという整理でございます。

1:22:20	準不燃材料が、ごめんなさい。難燃性材料ですか、難燃性材料がどれかという。
1:22:28	はい。
1:22:32	今回のですね補強工事の中では難燃性材料は使っていません。
1:22:40	主に集合構造骨組みですねそういうところが全部不燃材料、
1:22:45	で、準耐火構造ということになるというふうに整理しております。
1:22:51	以上です。現状のRTGS等を整理しますと、最初の記載が人性も上がる粘性を水位っていうのは実際期待されているので、この記載の話ですか整合がとれていると。
1:23:06	ただし、記載はこういう記載になっているけども、はい。難燃性材料を使うかって言われると、今回の工事とかねそういうなめて代表も治療ではないというふうに理解をしましてはよろしいでしょうか。
1:23:24	原子力工業ワラタニでございます。おっしゃるとお察しの通りでございます。以上です。はい。委員長一定と可燃性材料だけを今回の工事で地域ということで承知いたしました。タナベからは以上でございます。
1:23:40	はい。原子力規制庁ナガイです。今の点についてちょっと不足とか、追加の確認。
1:23:48	いいですけども、まず皆さん許可でどういうふうにとったばっていう認識が本当に合ってるのかっていう
1:23:56	ところですけども、
1:24:00	今回の設工認の申請書で技術基準の適合でも書いてあるもちろんその許可を踏まえても 502 ページ、施設が 501 ページからですけども、技術基準の要求については、確かにコア技術系である不燃または難燃性の体制を用いるか。
1:24:19	書いてあるんですけども、次のページに見ていただくと、皆さんの許可では再度四角枠の最後等ですね、加工施設の建物は耐火建築物または不燃材料でつくるものとし、
1:24:35	パッカーになって、設備機器には不燃性材料または難燃性材料を使用することになってますんで今の質問は、ちょっと建物と設備機器が混在しちゃって大分確か第 1 加工棟の
1:24:50	対象には建物と設備機器や附属の設備一緒になってますけれども、少なくともこの中で渋滞かっていうのは入ってないし、許可との整合的な観点でもう一度御説明いただけますでしょうか。
1:25:11	原子力工業ワラタニでございます。許可のときですね、許可に記載の説明は終わりましたけど 1 兆資料出さしていただいていると思うんですけども、建築

	基準法上ですね、準耐火建築物というのは、中央構造膨潤耐火構造としたものと、
1:25:28	中央構造部準耐火構造とはしないまでも主要構造不燃材料で造った準耐火構造というのが2種類ございます。第1加工棟はですね、中央構造部を不燃材料で造ったじゃん耐火構造ですので、
1:25:44	結果建築物でなく、不燃材料でつくられた準耐火建築物ですという整理で説明させていただいたんですけれども、そういう意味では
1:25:56	記載の表現ですね、ちょっと設備というものがちょっと混在してるような状況にはなってるのかもしれないです。
1:26:04	以上です。
1:26:06	原子力規制庁の永井です。設定資料の25ページの仕様表に戻るんですけど、11.3-B1の火災の発生防止ちょっとまた開発ますけれども、前段は今御説明いただいた訓練センターを用いた準耐火ですと、
1:26:24	ここはそういうことであれば理解度で、後段の耐震補強等をチェックする材料っていうところは、不燃または難燃なんだけど建物系のほうは不燃性大量
1:26:40	全部耐震補強等しているという。
1:26:46	説明ということで、先ほどのための質問に対する回答。
1:26:52	そういうことで環境いただいたということによろしいですか。
1:26:58	原子炉工業ワラタニでございます。お察しの通り建物を粘性という設計やっております。以上です。
1:27:05	原子力規制庁の永井です。そうするとその岩周辺の下に別表-2-1-1から8週材であります施設は全部ぜってということで、このビジネスから建物系の設計については、
1:27:20	でも変遷ということによろしいですか。
1:27:24	はい。
1:27:38	原子燃料工業ワラタニでございます。今時表の2-1-1からですね避難ハッチのテルモのほとんどが鋼材ですとかコンクリートということで、燃性材料ということになります。以上でございます。
1:27:55	はい、練習してるじゃないです。
1:27:59	確認してますけど、皆さんの中で、難燃性が高いということであれば、
1:28:09	背景のタケダです。あと、すみません、よろしいでしょうか。はいどうぞ。
1:28:14	不燃性というところにですね、いわゆる準不燃とかそういうふうな建築の概念は入ってございますので、いわゆる不燃熟年含めて不燃と考えます。以上でございます。

1:28:34	はい、原子力規制庁の永井です。すみません新しい終わって来たんですけど、順準訓練っていうのは本年性材料に含まれるんでしょうか、難燃性含まれるんでしょうか。その判断基準って何か。
1:28:50	建築であって、これは別資料だとかっていうことではなくて、
1:28:57	原子力工業ワラタニでございます
1:29:01	技術建築基準法上はメイフレーム準不燃難燃
1:29:08	で、順序としてはそれよりも重いできるものから
1:29:14	現状がついてございます。
1:29:19	あと耐火構造ですとか準耐火構造という用語に関しましては、そういう不燃材料ですとか、十分燃材料使って厚みどう厚みをどれぐらい以上というふうに対してですね、半分が火災による損傷が起こらないというふうな定義になっていておりますので、その辺は、
1:29:39	ちょっと建築基準法に準じて設計をしております。以上でございます。はい、原子力規制庁がですね、今の御説明で、建築基準法に適用するというのは当然のこととして、過去の事業の許可で、
1:29:55	どういうふうに説明しているかって言うところをぜひ意識をして石膏の申請をするようにしてくださいって最初に確保した通り耐火構造または不燃材料を用いる設計と
1:30:12	いうのが許可で約束した事項ですので、確かそのときに、いろいろその言葉の中に含まれるの未来の、いろいろ皆さんが御説明しているのであれば、それは当然
1:30:27	この解釈の中で、やはり当時の
1:30:32	許可のですね、面談なりヒアリング資料であることは皆さんの方でも、
1:30:39	確認していればそれが生まれたと思いますけれども、我々のほうでもちょっとその順風ねえとたちがちょっと今急に出てきたので、確認はとってますけど、一応それ学年材ということで、
1:30:56	整理しているってことで、許可の段階ですね。
1:30:59	いうことでよろしいですか。
1:31:05	原燃工ワラタニでございます。お察しの通りで結構です。よろしく願いいたします。メンバーの有馬で結構ですけど、いつごろのちょっと増という資料でっていうのがもしあればちょっと教えてください。
1:31:19	規制庁、タナベでちょっと1個事実確認なんですけど、その今言われた順風年物っていうのは実際今回の後どういったものをさせて消火施工方法とか、そういったものをという理解でしょうか。
1:31:34	説明をお願いします。

1:31:39	すいませんちょっとあの結局基準法のもとにございませんので、ちょっと確認して参ります。連絡を今回の面談の中で御回答していただければと思います。よろしくお願ひ。はい、承知いたしました。
1:31:56	計画で永大化工との費用から
1:32:04	開けられるというハマダ放医研だけ営業確定記載方法について、これは過去に観測けれども、
1:32:12	29 ページ目。
1:32:15	非常用電源設備に関するところから個目させていただきます。
1:32:22	ここに出てきている設計番号E. 4-2F2 ですね、この記載が 24 条 2 項に書いての記載方をもってけれども、この記載が
1:32:37	技術的な要求事項に対する大量になっているものなのかどうかという確認してございます。
1:32:44	この要求事項が何なのかというと工事の安全性を確保するために、特に必要な設備には無停電電源設備またはこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。こういう記載になっているんですけど。
1:33:01	現状調べられているのか。
1:33:04	いろいろ電源いろいろ設備、例えば大空と記載があつて、これらの設備を非常にいろいろ発電接続して、外部ばそれだけ合併しても到達可能な計器にいると。
1:33:22	なっているんですけど、要求事項と、この記載形態をテーマというかですね。
1:33:30	ご回答をお願いします。
1:33:36	はい。
1:33:37	はい。
1:33:39	原子燃料工業の井上でございます。
1:33:42	非常用電源設備というのは、外部電源が喪失の場合、ただ、あるちょっとタイムラグが若干ありますけれどすぐに例えば次の新しい電気を供給するという設備でございますので、
1:33:58	外部電源が喪失しても思つ機能としてはずっと維持し続けるということで、
1:34:09	技術基準を満足していると考えております。
1:34:13	以上でございます。
1:34:17	あれ。
1:34:18	はい。
1:34:22	規制庁の武田です。はい。では要求事項である無停電電源設備またはこれと同等以上の機能を有する徹底的にイトウ予定がばっかり投資

1:34:35	するというふうに解釈をされているということによろしいですか。
1:34:51	原子燃料工業の岡田です。
1:34:56	当系統。
1:34:59	44 条の 2 項には二つ。
1:35:03	設計番号設けておりました
1:35:07	イトウ技術基準からこれその分も停電電源を備えるということは、事業許可にもありにも記載しておりますとおり 24.2 の IV-1 のほうで、
1:35:21	直接受けてそちらにバッテリーを有します、ということで整理しておりますさらにですね。
1:35:32	許可のほうであります。
1:35:38	要求で非常用発電機に
1:35:42	電源設備に接続するべしというその接続の要求もありますので、それに関して、今回の技術基準の要求のその 24-2 項
1:35:58	の中に整理の上で、
1:36:05	その設計番号を取って、24.2F-2 としております。非常用電源設備国会を御説明設けるという情報を要求に関しては、24 の 1 項で整理しております今回は、
1:36:24	非常用発電機本体の資料の
1:36:30	施設に出てこないののでそちらのほうを今回登場していないという整理にしております。以上です。
1:36:38	規制庁タケダです。今の説明で理解できます。基本的事項のほうは F1 っていうのがでのいや。
1:36:47	無停電等動作バッテリーは設けてるというのがメインの回答であって、2 のほうは前とかでやっていることをちょっと整理のために、ここにやって整理していると、そういう理解でわかりました。ありがとうございます。
1:37:07	では第 8 項の使用カラー一本以上いただきつつ、
1:37:13	例えば、簡単に 2 ページ目以降の政府へ行っているのは、確認等ございます。
1:37:22	ここですか。
1:37:25	これは実績に関する影響の定量化対立し、
1:37:33	第 1 貯蔵容器を合わせてピットの資料からびっくりがあればお願いします。すみません、中間市申し訳ありません。
1:37:43	込ま通りカキノキです。
1:37:45	次建築基準法の先ほど不燃のところちょっと回答つつば下の
1:37:53	取り消させていただいてよろしいでしょうか。
1:37:55	はい、お願いします。

1:37:58	はい。
1:37:59	先ほどですね十分船が現行ワラタニでございます先ほど準備燃材料のことをちょっと言及しましたけれども、建築基準法上ですね、特に
1:38:09	いわゆる石膏ボードですね、あの防護壁に使えます石膏ボードこちらがですね厚さが 12 ミリ以上であれば、これ燃材料にさに認められて厚さが 9mm 以上 10mm までのものは準不燃材料ということになってございますので、
1:38:25	我々の防火区画の加療ですねこの 12mm 以上の石膏ボードを自主に貼ってということで形成してございますので、その辺をちょっと御説明させたかったといういらっしゃったということでございます。以上でございます。
1:38:44	規制庁タナベですねちょっと意味細部発電をちょっとわからなかったんですけど、きっと結局のところ、今回石膏モードが準不燃材料としてなんて言いますということで、それはただの制限が歩いてというような形であれば可燃性材料になると。
1:39:03	結局公開に使うのは、設計を今生かされたもので、その 1Pd の発生があるものであるっていう理解でよろしいでしょうか。つまりそれって全然触れじゃなくて、可燃性材料になるのではないですか。P5 と。
1:39:20	電気たいんですけど、ちょっとまだ理解が正しいかどうか、ちょっと御説明いただければと。
1:39:28	原子力工業ワラタニでございます。今お察しの通りでございます、防火区画と必要な安全機能に関しましては、建築基準法上は不燃材料と認められるところの厚さのものを使ってちゃんと安全機能を担保しているところでございます。以上でございます。
1:39:46	規制庁判別承知いたしましたマーケットの目的に等では今回使うのは厚さ、材料的に懇考えると、すべて延性材料になりましたという理解で承知いたしましたありがとうございます。
1:40:03	すみません、原子燃料工業のカキノキですが、先ほど恒設の点もですねちょっとこのバリアの配当させていただきませう。よろしいでしょうか。はい、お願いします。
1:40:15	すみません。
1:40:17	原子燃料工業の稲場でございます。先ほどの凍結の件でございますけれど、最低何度まで凍らないかというところのキー検討はいたしておりません。本剤として ██████████ で訪問して、
1:40:34	マイナス 7.5 を策の最適をですね再真似その. 5 で機能維持から日の出まで ██████████ たっても凍結しない。
1:40:42	ということで評価しております。
1:40:45	以上でございます。

1:40:51	そうそう支払い規制庁タナベです。そうすると、今、熊取事業所さんで担保するのはマイナス 7.5 という理解でよろしいか。
1:41:02	はい、マイナス 7.5 という表を担保ということになります。
1:41:13	原子力規制庁ないです。すいません、評価して最初に評価していないけど、断面図はいいんで、ヨシノ側入管理のでまでの
1:41:26	最低使用温度で凍結しないことを評価しているっていうのは何か
1:41:32	そういうしょうっていうパターン別資料に書いてあるっていうことでしょうか。具体的に説明していただけますか。
1:41:42	原子燃料工業フジワラです。今先ほどイノウエのほうから御説明させていただいたのはその温度が一括も低くなればということについては評価していないんですが、我々大阪の場合瞬間でマイナス 7.5 っていうのが過去の実績、50 年以上前ですけどもございます。
1:42:02	評価式というのはですねそのマイナス 7.5 棟が何時間続くと短自体が完全に凍結するかというような評価でございまして、これは決まった評価式でございます。我々の場合ですね現実的に一日中ですねマイナス 7.5。
1:42:22	キープしたわけじゃないので、現実的にAM等対応が絶対ないですね、かなり保守的なんですけど、昨日入から日の出までの時間がそれも当時ですので、一番費が長い時間ですね、それがマイナス 7.5 度続いたというような評価
1:42:42	壁配管が完全に凍らない使用できるようにするために断熱材を何cmまくかという評価があつてそれに基づいてやっております。以上です。
1:42:57	原子力規制庁ナガイです。今の御説明よくわかりました。そういう設計仕様で認可を受ける場合に、この資料表にどういうふうに
1:43:12	かかっているところなんですけれども、これ黄色い今資料のほうですと 23 ページ、黄色いマーカーがしてありまして、これは次回以降新設する安全機能について記載していると。
1:43:28	ということなんですけど、
1:43:32	まずですからこの消火栓なり配管の設定資料はマイナス 7.5 で設定しているということですね、これらの許可に具体的に治まっ中央駐在のアップさせてしまふと。
1:43:49	を記載してますので、まずはそれを保証するという意味で、最低使用温度ですね、これは明確に記載した上で何か添付の中で今みたいになって来ご説明があると、もうそれだけで、
1:44:05	我々はこういう事実確認しなくても、
1:44:11	それを見ればですね、もう一目瞭然になりますので、そういった形で、これ次回更新設備災害は記載するようにしてください。

1:44:23	で、
1:44:24	ことです。
1:44:28	原子燃料工業の稲見でございます。承知いたしました。
1:44:32	併せてですね、この例といたしますけど、今この 8 ページのFDのすぐ上な極低温で書いてある施設もその自然現象については、
1:44:47	許可で幾つかあるんでしたってこれ格好の境界ってあるんですが、評価で分類した名前は基本的にそれを尊重していただいて、極低温括弧凍結とかですね、あとその次のときもそうですけど。
1:45:04	降下火砕物ずっと書くんじゃなくて、火山活動報告会にやっぱその名称と同時に、設計の対象とするなるその事象というですかね、そういうものを許可の段階で整理しているので、
1:45:22	そういうことがですね、尊重してできるだけってということですかね、等に使用表I留置設計仕様ですので、
1:45:31	省略しないですね、閣僚にさせていただきたいと。
1:45:39	原子燃料工業の格納容器でございますが、ちょっとこちらの話で異常の期待ちょっと省略し過ぎておまして、訂正いたしました許可の記載等ですね整合は取れるように、次回以降でつけて記載するようにいたします。以上です。
1:46:00	はい、規制庁わけです。
1:46:06	それではすすめて疑問符
1:46:11	別途資料表 3 位をよろしいですか。
1:46:21	表へ運搬の方、
1:46:25	それ以降ですね。
1:46:29	あんまりよろしいですかや表の 4-1 をででしょうか。
1:46:35	規制庁のイケナガですけれども、表現の 4-1、兵庫県の 5-1 ページ進んで 47、48 ですね。
1:46:45	これはちょっと私が理解できてないかもわかんないんですけども。
1:46:49	ですね、要はこの
1:46:51	47 ページと 48 ページというのは、おんなじものを行ってるという理解かなという、それだけの確認なんですけど、
1:46:59	47 は、 XXXXXXXXXX
1:47:06	それから 48 は、 XXXXXXXXXX ということで、場所的にはおんなじものだという理解をしたんです。それは、
1:47:18	時 47 のこの表の下のほうの(1)、説明がありまして、

1:47:24	ここですね、■■■■の名称を■■■■に変更するということで、その部屋の名前がこのように変わったということで、それについている区域がそれぞれ
1:47:41	名称変わったということで理解としてはですね、現在、申請書の中は■■■■ ■■■■いは■■■■ですか。そういう名称しか前には出てないもんですから、
1:47:57	ちょっとそういう混乱をしました。そういう理解でよろしいかという。ただ、総務それの確認なんですけど。
1:48:06	はい。
1:48:07	街コン
1:48:09	原子燃料工業フジワラです。
1:48:12	建物内の平和としては同じ位置でございます。充電はですね、第1期ちょうど4基、すいません、
1:48:24	この区域にですね■■■■というのとですね■■■■ ■■■■が■■■■、■■■■というのがございました。ここで言うねん輸送物で置く形はですね充電
1:48:43	集合体の輸送容器だけでしたが、今回これをですね、二つの区域をなくして、すべて第1輸送物保管区域をなります。
1:48:58	だから、輸送物としてはですね従前集合体の容器だけだったものを原料粉末ですね、あとペレット、そういった輸送容器全般を置く別にしまして、
1:49:11	寸法も若干変わっておりますので、そこを示しております。以上です。
1:49:22	燃料集合体保管設備とかこういう名称がですね図面のほうで示されてなかったもんですから、さっき申し上げたような疑問が出たんですけども、今のお話では二つあって、最終的には、もう一つにしちゃって輸送物保管という
1:49:40	名称になるとそういうことですね。
1:49:47	えーとですね。
1:49:49	原子燃料工業フジワラでございます。137ページにですね要する■■■■ ■■■■の配置ということで図を示ささせていただいております。このですね。
1:50:05	下の注書きつうの下にですね、今、御理解の通りですね、一応従前の設備つていいですか、設備止め実際区域ということになりますけど、それを撤去してというソフトを設置するという。
1:50:24	今示させていただいております。以上です。
1:50:28	はい、大体理解できましたありがとうございました。
1:50:34	タケダDFというふうな49ページ増のほかにもあって、またございます。

1:50:44	規制庁タケダです。私の方からも行って確認させていただきたいんですけど。
1:50:50	49 ページ目、またとかで求める資料 16 教授のF5。
1:51:00	ここで██████████貯蔵する輸送容器は、耐震重要度分類第 3 名相当のホテル字がとられていると地震に対して、地震想定して、それに対しての対応を呼びかけられているということだと思っんですけど。
1:51:17	この輸送容器の／地震による挙動にやってそこに設置している地盤とか設置許可、
1:51:28	ここへの影響というのは何、何かあるのでしょうかということと、もし影響が想定される場合に何か対応を採用評価はとられているのかということで御説明いただきたいと思います。お願いします。
1:51:46	Vessel工業ワラタニでございます。よそへとこちらですね部屋自体はでもコンクリートでして、これら最大積載重量に応じて見込みですね、地盤の適合というのは計算してございまして、
1:52:03	耐震
1:52:06	今皆さんの御質問と地震時のということでしょう。ABCDということですが。今農政それぞれ設備が大きなユニットでですね固定されているというものではございませんので、ある一つの要求の中で、いわゆる水平
1:52:23	によりまして若干の
1:52:27	それから設置圧の変動というのがございましてけれども並んでいる容器がですねそれぞれ圧縮を図る側へT浮き上がろうとする側が隣接しているということで、押し並べて全体としては平均的な重量が水準はスイッチが変わらないだろうと。
1:52:45	ということで確認をしております。接地圧としては十分あるというふうに考えてございます。以上です。
1:52:53	はい。規制庁タケダですが、地震でもサポートを設置して変動はないということと、十分に裕度があるということで理解しました。ありがとうございます。
1:53:13	規制庁ナガイです。ちょっと生かさという定義します。
1:53:17	いや、ある程度処理しちゃったんで。
1:53:22	はい。
1:53:24	東京計器です。今度するという事はないか。すいません原燃工熊取ですけども。マイクは 10 ページですが、ちょっとお待ちください。
1:53:40	いや、
1:53:41	そしてというふうにもちょっととてもじゃないかって言う下げることによるその日悪影響ほとんどの先生方、

1:53:52	じゃあ、この要求事項がさ、
1:53:54	基準改定地震力が作用したというな感じに耐えることで、
1:54:00	本当は説明して、
1:54:04	同じ一言書いてもらうぐらいが比較したんですが、あるわけですね。
1:54:13	規制庁タケダです。はい。先ほどのどまりさんからの御回答で内容としましては結構なんですけれども、次回以降ですね本来はやっぱりいう地盤の要求事項というのは、自重に加えて地震時のええと。
1:54:30	〇テレビの指導等による影響も考慮して地盤が大丈夫床ば大丈夫であることを確保についてはあるということですので、
1:54:41	次回以降の申請書等では、その結果も載せないにしたことを載せない理由とかは記載するようにお願いします。
1:54:53	現在壊れたようにございます承知いたしました。
1:54:58	はい。規制庁だけドレスAでは、
1:55:06	利益成長タケダ台数事案間もなく声と2時間経ちますので、一旦休憩を入れたいと思います。
1:55:14	では15時20分に再開したいと思います。よろしいでしょうか。
1:55:23	原子燃料工業のカキノキでございます。承知しました20分開始ということで承知しました。
1:55:28	では、よろしくお願いします。

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁タケダです。それでは原子燃料工業業態取事業所との面談を再開いたします。
0:00:08	それでは、先ほど申請書の事実確認のべきみたいと思います。
0:00:16	訂正者のですね。
0:00:19	要は、
0:00:21	50 ページ目からですね工事の方法かな。
0:00:25	それから不全までですね。
0:00:28	読み上げ 66 ページのこの範囲で確認事項がございますでしょうか。
0:00:36	大丈夫でしょうか。
0:00:38	では続けていきます。次、続きまして、国面の確認ですね、67 ページ目から、
0:00:47	ま図へ - 1 - 1 組、
0:00:51	ここからの確認事項は規制庁側からありますでしょうか。
0:00:57	はい。
0:01:01	原子力規制庁ナガイです。この一連の図面の作り込みについては先ほどもちょっとお伝えしましたが、D 通りの 17 から
0:01:14	設置、それから、今日ちょっと追加で取り扱いについても確認したいと思いますので、その中で指摘します。
0:01:40	規制庁の武田です。私のほうから 1 点確認させていただきます。ページが 130 ページの
0:01:49	図のほうは図へ - 2 - 1 - 56。
0:01:54	防護対象施設と地域内のつくり及び危険物施設の位置関係、これを示した後になるんですけども、2 点なんですけれど、ここへ。
0:02:08	今のおそらく火災源だと思うんですけど、そういう働き原因等々で見ているにはなっているんですけども、まず凡例がないということ。
0:02:22	等が
0:02:24	本当には再現と対象物との離隔距離をよう記載主張をしていただきたいということ。
0:02:33	あとで見えていただいたんですけども 1 件ございまして、
0:02:39	評価対象とか改善としまして同期ばやっていく。
0:02:45	なってくるの雑木林が森林火災の対象であると思うんですけど、つき橋の配置がされていない。
0:02:53	ということですね、

0:02:56	沼津の凡例の桐山間近に置き換えていただければいいと思うんですけど、覗きましを記載していない理由っていうのは何か理由があるんでしょうか、ご説明お願いします。
0:03:09	原子燃料工業のカキノキでございますのですねこの雑木林はですね、ちょっと敷地がEでございますこの図の1-2-1の56だからこれは敷地内のか火災源を支給したものでございましてですね。
0:03:25	そういった形でちょっと雑木林はですねと、実際はこの地図の南側、北側っていうんですか南側の道路挟んだ向こう側にございますということでちょっと思いから受け取ると、RBRということでございます。
0:03:45	くセタケダああいっぱいしました。他の図で、それを示したものであるのでしょうか。
0:03:58	原子燃料工業のカキノキでございます。774 ページ。
0:04:04	要はですね。
0:04:11	運営評価を外部火災の評価書もございまして、
0:04:19	図の4-2-1ですね。
0:04:22	こちらには事業所の雑木林の利用を示してございます。
0:04:32	できない。
0:04:36	原子力規制庁の永井ですね、これはあれですか、774 ページの増。
0:04:44	認可の中に
0:04:48	入れることは聞い代だって消火
0:04:58	原子燃料工業のカキノキでございます
0:05:01	図の通りのうちの56がですねこれまでの施設の敷地内の
0:05:09	竹林と危険物の位置関係について示した図でございまして、
0:05:16	そういった形でちょっと分けてたというところでございます。
0:05:20	はい、原子力規制庁の前にそ敷地外の図をつけていないっていうことははいはいといったときは敷地内ですね、火災源が書いたものは示されている敷地外のやつはですね具体的な図面が許可でも、
0:05:37	他事業所のほうですね配置図ございましてつけてないっていうところでございます。
0:05:52	規制庁タケダです。ハイポイントありがとうございます。
0:05:57	その他の影響かわからないところこの範囲でございますでしょうか。
0:06:06	152 ページまでで、ここに
0:06:10	やってるよ。
0:06:13	じゃあねていきます。

0:06:15	例えば 153 ページ目、ICT ってるから、確認事項場へ熱のほうからあればお願いした。
0:06:24	規制庁のイケナガですけども、
0:06:27	具体的には 159 ページの表 5 - 1。
0:06:34	保管廃棄設備、■■■■、それからこの ■■■■ まで合わせての話なんですけれども、
0:06:46	使用表そのものではないんですけど、
0:06:51	183 ページ。
0:06:58	183 ページに ■■■■ から ■■■■ の ■■■■ の
0:07:06	広さ縦横寸法が書かれた部分がございます。
0:07:11	これとページ 523。
0:07:20	各施設に何本保管できるかと正しているかという数字がございます、
0:07:28	これについて、本当におさまるのかなという
0:07:32	検討しました。
0:07:34	その結果ですね、
0:07:38	ちょっと難しかったんですけど 183 ページは、その概略寸法設定例えば、
0:07:44	■■■■ につきましてはですね、形状が非常に複雑で詳細寸法がございません。この辺については屋なんですけど、
0:07:56	適当に縮尺を使ってるんですね。
0:07:59	寸法を
0:08:01	出しました。
0:08:02	考え方としてはですねドラム缶の積み方、3 列 3 列であれば 3 段積みができるということ。
0:08:11	2 列に列であれば 2 段積みまでと、それでなければ一段、そういうようなことで、■■■■ まで、
0:08:21	実際に何本進めるのかなという計算をしたんです。ですから若干
0:08:27	おおよそのところがあって、自信がないところもあるんですけども。
0:08:31	はい。
0:08:32	まず、■■■■ の
0:08:35	■■■■ なんですけども。
0:08:37	ここはですね、ドラム缶を■■■■、
0:08:45	保管してて、そして
0:08:48	スペースからするとですね、随分余裕がありすぎると、
0:08:53	いうことなんです、この余ったところは、
0:08:58	一体どうするんですかと。

0:09:00	放射性廃棄物以外の廃棄物を報告のかとすると仕様書にも書いてあるような地方業務会社のとこに弁当表示して区別するという、そういうふうなことなんでしょうか。1点目は、
0:09:17	■■■■、部屋についての質疑の確認ですけど。
0:09:23	はい。
0:09:25	原子燃料工業の藤原でございます。この廃棄物の保管スペースに対しまして十分置けるかということではですねこれ必要前検査のほうで見ていただくことになっております。
0:09:40	実際今評価していただいて、大きいじゃないかというところになります、ちょっと区域によってですねこれ3段積みで段積み地山済みっていうのが異なっております。広いところであればですねそういう、当設備といいますか、まああの報告書等を使って、
0:10:00	済みできるわけですが部屋によってはですね、高さはとても物が入らなくて、きら済みのところもございます。今この■■■■につきましてはですね、使用表のほうにも記載しておりますが、このスペースにつきましては、
0:10:18	一段置きになってございます。利益だ動きでございますので、ドラム缶は大体簡単に言いますと■■■■ぐらいのを置くということになっておりますので、
0:10:35	そうすると過大な大きさでもないと思っております。
0:10:40	以上です。そうすると、余分な定数はそれほどないということで、他の廃棄物なんか多くことはしないということによろしいですね。
0:10:54	他の廃棄物といいますか■■■を超えてるということで、いやそうだが、あくまでこれ放射性廃棄物をドラム缶を多くとしての話なんですけども、スペースがあるとすると、放射性廃棄物でないような廃棄物も、
0:11:12	続きを続けてしまうということがあるかなということで質問したんですけども、今こちらの話では別途一段積みでスペースを使ってしまいうんでそういう言わないとそういうことですよ。
0:11:27	原子燃料工業の藤原でございます。廃棄物以外のものをわざわざ大きいことはございませんので、発生したものはここは2種でございますので、適切にNR措置等、基本ドラム缶の上か下だけなんで。
0:11:45	ごみを一般ごみも出ないんですが、もし発生した場合はNRC処置をして、一般廃棄しますので、基本こういう所廃棄物以外をことはないと考えております。以上です。次■■■■なんですけども。
0:12:03	ここは■■■■んですかね、すごく
0:12:09	ことになってますので、

0:12:12	そうですね。私がさっき申し上げた拙い計算でいくとですね、ほとんど睨ん積みした場合でもいっぱいいっぱいですね。そういうことで保管能力として十分かなという気がするんですが、
0:12:28	当然ここは避難通路とか安全通路っていうんでしょうかねそういうツールも必要だと思うんですが、それでも結構ちよい直かというそういう質問なんですけど。
0:12:43	この図不今編成申し上げてずに、それぞれとドラム缶の大きさを書いていないのでちょっと口頭での御説明になってしまうんですけど、一応ですね、の方我々このスペースに ■ 設けるという形でですね。
0:12:59	通常、廃棄物の管理のためにこれ実はアドレスっていうのを設定しております。これIAEAの査察等でもですね、この位置のこのドラム缶というようなことで、社内で適切に管理した。
0:13:15	ものがありましてそこでもきちと ■■■■ になっておりますので、
0:13:23	■■■■ は必ず起きる形になっておりますし、それを今回検査を受けますので、やっぱり ■ 受けない場合は、検査不合格になりますので、そのようなことはないと考えております。以上です。基本的にグラム緩和業務本を
0:13:39	一つのパレットにセットしておく、という考え方ですね、方考え方ですよ、ドラム缶を単体で並べるということはないんですよ。
0:13:52	原子燃料工業の藤原でございます。段積みするときはですね基本4本を一つの形にしておりますが、平尾沖の場合はですね、パレットな資源そのまま置いていくということでございます。
0:14:10	その場合ですね
0:14:13	の強化にも書いておりますけど、'シングルベルト等ですね、傾けて一定の大きさにすることになります。以上です。
0:14:21	わかりました。
0:14:23	これ詳細ちょっと詰めるとどうなるかわかんなかったんで、こういう質問しました。
0:14:30	この■■■■
0:14:34	部屋というのは■■■■ にありますよね。で、ドラム缶の運搬はどのようにするんでしょうか。天井クレーンはないと思うんですけども、その辺はいかがですか。
0:14:49	原子燃料工業フジワラでございます。この図ではですね明記見えてないんですけど、開口部がございます、チェーンブロックで■■■■ に上げることで、
0:15:02	以上です。
0:15:06	はい、わかりました。添付6ですか。
0:15:10	健保っていうのは、現場までは関係が随分手間のかかるのだと思うんですけども、実際作業ではそれほど問題ないんですね。

0:15:23	原子燃料工業の藤原でございます。
0:15:27	確かにですねチェーンブロックで一方上げるのにはかなりの労力が必要なんですけど、基本一度ここに上げ ■■■■ですが、上げてしまえばですね、ものをあっちからちょっと有用な動かすような気もしませんので、
0:15:45	上げるときは大変ですけど挙げてしまえば、問題ございません。以上です。
0:15:51	次は■■■■の部屋なんですけども、ここ一応3段積みで散乱3列3列の3段積みと言う計算をしていますと、■■■■というのは
0:16:06	ほとんどぎりぎりの数字ではないかと思うんですが、その場合ですね避難通路っていうのは確保できるんでしょうか。
0:16:18	原子燃料工業の藤原でございます。
0:16:23	かなりきつい状態にはございますけど、図に示す設置しております周囲にですねきちとした寸法のスペース避難する人が通れる通路は当然確保してございます。
0:16:39	以上です。
0:16:41	ちょっと話は変わるんですが、ページ 512 ページ。
0:16:48	技術基準のところなんですけれども、の説明のところなんです、
0:16:54	512 ページの一番下のほうに 4 として、
0:16:59	安全機能を有する施設云々とあって共有の話なんですね、共用するものがあるかどうかということなんですけども。
0:17:07	御社はですね使用施設のあるんじゃないかと思うんですが、そういう意味では共用する施設として考えないといけないかと思うんですけれどもそういうことはないんでしょうか。
0:17:21	原子燃料工業の藤原でございます使用施設につきましては以前使ってそういう取り扱い等がございまして発生廃棄物も発生したんですが、基本今ございません。以前の廃棄物等につきましてはですね。
0:17:38	第 1 章等という別途使用許可を取った施設がございましてそこに廃棄物を置いておりますので、ええと熊取事業所の買収に現時点ではですね、廃棄物施設との廃棄物施設に限って言えば、
0:17:54	は廃棄して共用はございません。以上です。わかりました。私のほうからは以上です。
0:18:06	やってっつうに関するところで規定束からコメントありますけど。
0:18:12	はい、どうぞ。
0:18:13	はい規制庁田辺です。■■■■についてちょっと一筆確認ですね今回 ■■■■っていう。
0:18:23	変更改造されて

0:18:28	他の上昇させる方向といいますが、放送ふやすことになります。全体の話をちょっと部ですが、今回、■■■■のほうは一般区域か選考されますよね、これは何らかの改善を行う。
0:18:48	いうのと、イエスカ文させいただきたいんですが、確認をお願いします。
0:18:54	J Aと原子燃料工業の藤原でございます。先ほどですね、ちょっと御説明させていただき、ずーっとして
0:19:04	183 ページに保管施設がございます。ここですね、例えば■■■■でございますと図の右上に右上の図にですね、現状の図がございます。
0:19:19	この時■■■■というのは、2ヶ所に分かれるような区域を設定しておりますが、今回一つ■■■■につきましてはですね、■■■■の近くの部分■■■■とか■■■■近くの部分の形状を若干見直しております。
0:19:39	これはハード的なハードといえますと、建物とかそういう鉱物を変えるのではなく、廃棄物を置くための区域というのを設定しますけど、やっぱ定員等ですね、振休線引を変える程度になります。
0:19:55	以上です。はい。規制庁タナベです。御説明ありがとうございました。変更前と変更法でこういうふうな違いがあるということが実際に物理的な作業というのピントによる空間が変わりましたよっていうような、そういう違いなんだというふうに
0:20:12	英国になっていただきました。
0:20:15	もう1点ですね、ちょっと指摘をさせていただきたいと思います。これはちょっと正直4、今回の配布委員間区域とか、そういう話からちょっと例ですか。
0:20:29	4 ポツ工事の方法、177 ページですね。
0:20:35	こちらの中で、工事の方法、dBとやっぱり今回の(1)の■■■■でどう能力の変更となる工事は実施しないためのフローで資源一方の方といいです。
0:20:53	が、ここで本来であれば、■■■■についてについても、最後の補正で改造っていうふうになってるんで、実はここに入れるべきだったのではないかなとは思っております。ただ、CO表上で、■■■■については改造で圍場伴わないということを書いて、
0:21:13	そこで読み取ることができるのでここにちょっと抜けてしまってるのはで読めるので問題はないと思うんですが、今後ですね、そういう補正等で修正があったときにこう全体に入ってくる場所があると思うので、そういうところを注意していただければなと思います。
0:21:31	同じようなやっぱり記載がよね何個もあるとどこか一方でづけがあったりとかそういうことがあったりするので、例えばですねその1ヶ所会計、そこを別のと

0:24:32	今の検討、一番は大丈夫だ構造の確認っていうのはされているかと思うんですけど、この床に設置する場合、また何か確認されているのかということですけど、教えていただきたいと思います。
0:24:49	はい。
0:24:51	原子力工業ワラタニでございます 1 回でも御質問というのは、建築躯体としてという御質問でよろしいでしょうかということで、
0:25:02	はい、承知いたしましたのですねここ方は軽微だといういわゆる
0:25:08	一般的には積載荷重でですね地震時とか勾配を床よというのではなくて実荷重としてこれだけの廃棄物の発想で経過時扱いで廃棄物の流量見込んだ上できちっと設計成立性まで確認してございます。以上です。
0:25:27	規制庁タケダです。それでは流量もこれからということで見込んで適用されているということを理解しました。
0:25:35	具体のほかに、その床そのものはもうこれ問題なく持つっていうことの確認されておられます。
0:25:45	原燃工ワラタニでございますはい床スラブとしても強度上十分であることは確認してございます。
0:25:52	タケダわかりましたありがとうございます。
0:25:57	インターネットから排気鉄はよろしいでしょうか。
0:26:01	では進めていきます。
0:26:08	はい、どうぞ。
0:26:10	エリアモニターの放射性管理施設、ここから確認事項であります。
0:26:20	はい。
0:26:27	その赤穂減ってね、6 ページが、
0:26:32	この範囲で規制庁側から確認事項ありますでしょうか。
0:26:42	だけど、
0:26:56	県の掛川です。
0:26:59	債権ここに書かせていただいています。ページは 220 ページ。
0:27:07	兵庫のいろんな汚く徹底的に関する評価もあるんですけども、
0:27:14	こんな評定も / 記述内容をいっぱい法定で新しく追記してもらっているんですけども、
0:27:23	コサイン隔離解除新設増設管理できるというふうに分けられていると思うんですが、改造の定義がいろいろと思うんですけど。
0:27:37	例えば最低系ですとか、ちょっと難しい要望があって、DB 側からの要望がデータれるんですけど、改造目的について説明いただけるでしょうか。
0:27:54	はい。

0:27:57	°原子燃料工業フジワラでございます。
0:28:00	まず変更をですね、従前からですね設工認のしいて、
0:28:09	この内容ということで新設改造漏えい等、
0:28:16	増設
0:28:19	移設後も、
0:28:21	撤去のみ示さ方針ですね、こういうこういった用語でですね規定されております。改造ですね、ちょっとした改造からリプレイスに近いような改造もございませうけど、
0:28:38	増設未然のからですね増設は同じものをふやしていくとかですね、更新は全く機能も含めて、おんなじものが、これされる場合は更新でそれ以外のものがすべて改造になってきますので、非常に従前より広く、
0:28:56	使う割れているものでございます。今回ですね全数取りかえのような改造ですね、系統としては同じなんですけど、物が変わり得るものとかですね、あとは再生付けというのはですね、今回
0:29:16	実際こういったものをどう天井に吊り取り付けられておりますが、きちっとしたですね、3類で
0:29:27	取り付けのボルトとかがですね、従前取り付けたものをきちっと証明できないようなものもございませうので、この際ですね
0:29:39	ボルトを取りかえて検査に受けるために、これと取りかえるといったものは碎屑岩物によってはですね、今回設置場所をちょっと変えたりする場合もございませうので、そういったものも含めております。
0:29:54	以上です。
0:29:57	を経てタケダです。はい。今を詰める理解できました。
0:30:02	はい。もう再度
0:30:05	増設や格子以外のちょっと広いよということで理解しました。ありがとうございます。
0:30:13	さて規制庁タナベです。今のタケダからの確認事項を追加で具体的に一応確認しときたいんですけど、例えばページの200人制定後スピーカー放送設備まず一波ます。
0:30:32	今回赤字で書いてある内容で改造発行全数取りかえていくことを期待していて、ここも改造には増撤去っていうのは含まれるんですかねっていうのも確認です。
0:30:48	なぜかという、第1加工棟の指揮を表で、変更内容 っていうところで、天井ボードに設定している設備の撤去っていうあつてですね、そこで放送設備スピーカーの一挙行うっていうことが書いてあるわけ。

0:31:04	まだ一番ポート側ではその撤去までのところ書いてあるんですけど、それぞれの手引きには、その第1加工棟側で言われている撤去を含めた
0:31:14	改造
0:31:16	結局未取り入れるっていうところもあるんですけど、こういったですね第1加工棟にカバーできる撤去っていうような内容も含めて各設備に改造っていう変更内容は記載されていると、そういうような理解でよろしいでしょうか。
0:31:33	現在の
0:31:37	原子燃料工業フジワラでございます。この許認可上許認可として申請するときの撤去というのがございましてそれはですね、今守って落としたものをもうなくしてしまう完全になくしてしまうということですね。ただ改造とか据付の工事の中にですね。
0:31:55	発生つけてリプレース、更新の中にはですね、一度ものを撤去してまた最終地形で一連の作業がございましてええとこそその先ほどの天井ボードを撤去するというのは、
0:32:11	申請としての撤去という意味じゃなくてですね、一連の行為の中の撤去させておりまして、今回スピーカーとしますとそこから撤去するんですけど、改造として別の場所に据えつけるということになります。
0:32:24	ちなみに改造我々改造とか据付とか今の定義でいろいろ使っておりますけど、これも10年以上前ですかね、一応文書がいただいて、そう用語で我々従って圧を使っておるわけでございます。
0:32:40	以上です。
0:32:42	業務については、そういった人文章があるということではそれに基づいていると天井ボードとそこに設置して必要撤去転送するパークにまた癒着構造等の工場の中の一環であってちょっとそこをする。
0:33:00	220で書かれている改造っていうのはちょっとイコールのものというか含まれるものというか、別々のものとして理解して整理されているっていう理解でよろしいでしょうか。
0:33:12	現地的心声をフジワラでございます。その御理解で結構でございます。はい、ありがとうございます承知いたしました。
0:33:24	原子力規制庁の名前で財務ファンの
0:33:28	今の説明の中で幾つかあるんですけど、何か従来いろんな運用保守とか出てますけど、現在、原子力規制庁では、審査基準だとか、公開しておりますので、戦争のときに、改造とか、定義があるかと。
0:33:46	ちょっとここにもカナメので、事業者の方で従前の運用をそのまま日続けるということで、例えば、
0:33:59	金 440

0:34:06	441 ページからずっと技術基準の適合性の確認結果の中であの定義を明確にしているということであればですね、
0:34:21	そういう
0:34:23	その中で、変更内容の定義がありますので、そういう形でよくある整理をしていただいて、なかなかやっぱりいろいろ文書として最初のほうに寄っていると撤去だったりして書いてあってなくなるかと思いきやまた
0:34:39	だから、改造って書いてあったり数値と我々のほうも審査をされていて、どっちが正しいんだろうとかいろんなことを考えるので。できるだけ要望はですね、統一してですね。
0:34:56	わかりやすい記載にしていただければと思います。
0:35:05	原子燃料工業フジワラでございます。承知いたしました。
0:35:09	一応改造とかいろいろございますので、そこはですね、各仕様表の変更の理由のところにもう少し具体化してき実物も書いておりますので、なるべくそこでどうわかりやすいように我々も努めているところですけど、以後気をつけたいと思います。以上です。
0:35:27	原子力規制庁の永井です。沢山書けばいいってもんじゃないむしろシンプルに二重に努めていただければ難しい要求さしていると思いますけど、それをお願いします。
0:35:39	あともう一つだけ、これはなかなか我々も言葉ができないんですけど、使用前検査を受け入れる予定それいろんなデータがありましたけど4月以降特にこの切込3日以降は費用が事業終結して、
0:35:56	事業者がみずから技術基準なり、設工認の適合確認することになりますので、この書類の中で、適合確認が必要な判定基準なりが判断基準になるものが、先ほどからずっと監査の聞いているんですけど。
0:36:14	書いているかっていう観点で我々も見てます。ただ消火の最適しようと消火栓と報告が凍結についてもですね、原子力センター、独法というようなもの。
0:36:28	条件となるようなものは必ず記載するようにしてくださいっていうお伝えしているのはそういう理由があるからでこれら従来の終盤検査でも同じなんですけれども、より注意して見ていただければと思います。
0:36:50	はい。
0:36:51	原子炉こういうフジワラでございます承知いたしました。
0:36:57	規制庁タケダです。それでは本文までに高圧以上でございます。
0:37:05	次から平成に入りますがこれで7ページが抗体検査ここだぞ。
0:37:50	規制庁の武田です。
0:37:58	添付書類の役所の加工事業変更許可に関する手続きの工程でいっぺん確認をさせていただきますが、330 ページ。

0:38:17	335 ページのナンバー9 の
0:38:21	各
0:38:24	ここで幅の中で公費本坑許可申請書の機会とそれに対する対応等々がされているんですけど、まず 9-33 ページのデパートやっぱっていうか、
0:38:42	引き継いだ輸送する燃料輸送車両については、電気量の
0:38:48	技術的に防護対象から離隔距離を十分に確保するような場所及び駐車場を制限する。
0:38:58	こういうことになったらいいかとかにあると。
0:39:01	それに対して、一方でソフト対応というふうな記載があります。
0:39:07	その一方で、これからけれどと添付書類 4 まで飛び交って、ページが 801 ページ。
0:39:19	ここがワラタニの評価結果最後のページですけど。
0:39:27	表 4 だったんだっていう感じ。
0:39:31	ここで危険限界距離の評価結果という表がございまして、一覽右ハッチのロッカーに入れて、安全対策、
0:39:41	井沢でいって、全くで燃料車両が防護対象から何メートルはかれる走向とすると。
0:39:50	いうふうな記載があるということで、
0:39:54	特にたいのはですね、こういった
0:39:58	対応するというふうな記載になっているんですけど、こういった対応っていうのを安定採用されているの。
0:40:07	そういうふうな理解でよろしいんでしょうか。何かはまた定型化できているものがあるのかということで説明をお願いします。
0:40:25	原子燃料工業の岡田です。この辺りの外部からの衝撃とかですね、そういったものに関しては昨年の 6 月に認可いただきました規定の重大事項対策等の中の一つとしてすでに
0:40:45	そういうなんですか。管理をしますと、こそルート制限したりその燃料を出席者しますということは盛り込んでおりまして、
0:40:55	その辺で
0:40:57	さらに下位文書のほうで定義して管理を進めるということで進めておりますので、おります。以上です。
0:41:08	ここにまた本編にはお答えがあって介助者で具体的に定めているということで理解しました。ありがとうございます。
0:41:40	じゃあ、規制庁の方からピンポイントでその他コミュニティ効果。
0:41:45	お願いします。

0:41:56	すみません、規制庁の田辺です。ええと添付のほうを低技術基準の説明があったけども、473 ページ。
0:42:07	耐震じゃなくて、一番赤字に修正されているところがございます。
0:42:14	いいえ、核種の 5-1-F1 並み以上の所けども、ここも赤字ですと、主蒸気てるについては鋼材着工の過程章ハリケーン条項に規定する設計とするとしているんですが、
0:42:32	当期ことは、音波に設置する場所があるってということでしょうか。
0:42:39	ちなみに、慌てて迫った一つそれでお願いします。
0:43:42	現在の工業のイノウエでございます。どうもを含むという感じで担当と入れています。
0:43:48	ありがとうございます。土間に設置するのは具体的に何を考えられてるでしょうか。
0:43:56	本件、
0:43:58	原子燃料工業の井上でございます。今のところ放送設備のアンプを考えております。
0:44:06	承知いたしました。それにそのまま次の確認としてなんですけども、こちらこれらに固定する設計としてますが、これらの固定というものを考えられますか、ボルトであったり、あとは溶接
0:44:22	という理解でよろしいですかね。何かほかに接続の仕方とかで固定の仕方ってお考えられてるでしょうか。
0:44:34	原子燃料工業の稲場でございます。どると今の所ボルト、
0:44:40	単価を含むボルトということで考えております。
0:44:43	溶接考えられてないんですか。
0:44:47	部品、
0:44:51	安全設備をこうする、それを時火報とか理科とかについて溶接というのは考えて、今考えておりません。以上でございます。タナベ等によるボルトによる固定を考えてやっぱり承知いたしました液状化。
0:45:08	タナベからの確認事項以上
0:45:13	規制庁タケダです。
0:45:16	イトウ
0:45:17	私の方からまたちょっと確認をしていただきます。添付書類 4 に関するところですが、外部火災爆発による損傷の防止です。
0:45:28	172 ページからやっていただきます。
0:45:34	展張利用分から確認したいけれども、1 点目が下階厳冬離隔距離で事業許可から変更になってよかったわけではあるかと思えます。

0:45:50	伸ばせば確性を三次元の許可の段階ででないものだったりとか、結局評価結果としては、会議体で一番近い手続き期間はあれでいいのかっていうがあるので、今回対象となっている第1加工棟や効果的、
0:46:08	についての具体的な距離がノ記載されていないという場合があるかと思うんですけれども、
0:46:14	今回の申請で記載をされてる離隔距離っていうのはどのように保証されているのかというちょっといただけるでしょうかというのが1点だけ。
0:46:25	お願いします。
0:46:29	明示燃料工業のカキノキです。飛び交っ次はですね航空写真のデータがございましてそこからですね
0:46:40	縮尺をとって
0:46:42	おおよその距離というのを増加して記載してございます。
0:46:47	そうですね。
0:46:50	ちょっとタケダれてる送り先を持っていけるということをいっばいしました。ありがとうございます。
0:46:56	次でもう1点なんですけれども、
0:47:08	ちょっとページがすぐに当ててこないんですけれども、
0:47:12	評価対象がですね例外的過去コンクリートというふうになっているかと思いません。
0:47:19	また教徒においてとしては、僕はともかく、第1加工棟はコンクリートの壁のほかにも待っていると、そういった部分も構成材も長官の最初に、
0:47:35	なってるかと思うんですけれども、
0:47:38	コンクリートの外壁か、代表性に問題はないかということでしたら、
0:47:49	原子燃料工業の枠でございます。
0:47:52	コンクリートの壁っていうのを書いてございますが表面温度をですね評価の中では
0:48:01	コンクリートから加配どこを
0:48:05	扉で無駄の距離だけで内表面のドア動きもありますので、
0:48:12	とびあに関しても大丈夫だというふうにご考えてございます。
0:48:20	規制庁タケダ評価が危険距離、危険限界距離という距離で評価しているから、特に関係なく大丈夫という理解でよろしいでしょうか。
0:48:32	遠心力を格納容器ございませぬ。おっしゃる通りでございます。
0:48:37	タケダです。わかりました。

0:48:41	もう1点だけなんですけれども、今回は対象がその壁だけになっているという構造に関連するんですけれども、変えた方っていうのがドーム部制度ですかということを確認したいんですけど。
0:48:58	何でこれNOVAK言うとやねんまで火が
0:49:04	いかないのかなということの確認です。
0:49:07	お願いします。
0:49:32	すみません、原子燃料工業か献血今ちょっと今の御質問のはちょっとイノウエなくて、もう一度、
0:49:38	おっしゃっていただけませんかでしょうか。
0:49:40	はい、タケダで
0:49:44	はい。
0:49:44	やっぱりの浅い高さ
0:49:48	これがどっからをする過程で計算されているかと思うんですけど、
0:49:53	その高さっていうのが、
0:49:56	何mでしょうという質問です。
0:50:15	はい。
0:50:19	お待ちください。
0:50:35	はい。
0:51:38	さっき言った原審の声をカキノキさんとすぐに知られますので、すみませんけど次。
0:51:45	アトムの方の提案の回答いたします。
0:51:49	結局タケダされてしまった。
0:51:52	添付書類について、その他確認事項ありますでしょうか。
0:52:03	はい。
0:52:05	これ、
0:52:08	はい。
0:52:09	原子力規制庁原子力規制庁ナガイ鉄は先ほどの質量と2番目だったと思いますけど、危険距離とまがい強度の評価。
0:52:25	その結果ですね、798ページとはまりTSRしてるけれども、
0:52:31	それでトローリー研究でいいの賛成では、会議の変えようよって。
0:52:42	距離が変わってくると思うんですけど、それから評価対象として鉄扉がですね、大変キーになってまだコンクリート壁以外に使われているられば、この距離でそれを
0:53:01	鉄扉は

0:53:04	評価しましているのかしていないのかしていただければ、どういう結果になるのかっていうのを御説明
0:53:12	してください。
0:53:14	いうことで、
0:53:22	はい。
0:53:35	原子燃料工業フジワラでございます。
0:53:38	これ表面の距離に対して物件表面ですね壁なりの表面温度を評価しております。マーケット等コンクリート等壁場合コンクリートがほとんどなんですけど。
0:53:54	一応事業許可にも書いておりますが、一応コンクリートですでに 200 度を上回ってくると、劣化を付加する可能性があるというのが日どの加工事業者は原子力事業者共通のですね、評価になって
0:54:10	ベースの判断基準になってます。このため鉄ほかよりですね、このコンクリートの閾値が低いので、コンクリートで評価して問題なければコンクリートの強度が低下すれば建物構造が守ってないというのもありますので、
0:54:28	基本コンクリートで評価することになっております。以上です。
0:54:33	はい。
0:54:37	要は、一番厳しい条件で評価してるっていうことであれば、
0:54:44	それで、さっきかけらも伝えたと思うんですけど、機器原子力規制庁ナガイに
0:54:50	考え方の整理がね、必ずすべてかけておりませんけれども、そういう評価対象に対して、コンテンツの決算書ですべて閉めてっていうことではなくて全体を見て、
0:55:06	一番厳しい条件で計画するということであれば、そういうちょっとした説明のね、踏まえていただくとわかりやすい。
0:55:18	はい。
0:55:21	原子燃料工業フジワラでございます。承知いたしました。
0:55:28	いいんじゃない。
0:55:31	環境困難だったら閉めちゃう。
0:55:34	はい、原子力規制庁の永井です。ちょっと残りの回答が本震あれの本当に時間かかるようでしたら、あと次の議題というか、最後の確認事項及び言い足りませんが、
0:55:49	全部変えてですね、第 1 加工棟の通りの ■■■■■■■■■■からの材料等の仕様がですね、記載が出ていたり
0:56:06	詳細なかったということで、今回補正の中でいろいろ対応していただいたわけですが、その点について、そこをご理解代表例にしてですね。

0:56:21	質問したの繰り返しでもしょうがないんでご担当の方からどういう対応してどこにどういう寸法書くように対応させているかっていうことを
0:56:38	御説明説明してくださいって、特に従来の
0:56:46	太陽の
0:56:48	考え方ですと、だからの指摘をしたからそこに書きましたっていうような回答が多いんですけど、どうぞ。
0:56:56	全体を通してですね、象限図とか立面図平面図にはこういう数行書いていると、それから軸封水にはこういう数行書いていただいて、改造があるものはこういうふうな増えているというような考えとして、
0:57:12	全体でなくて結構ですあの程度の [REDACTED] のところで今回特に
0:57:19	したりして部分を代表で。
0:57:24	図面等ですね説明をお願いします。
0:57:32	燃性の工業ワラタニでございます。前回ご支援をいただいてですね説明いたしました、今回補正にですね同様に反映させているかというところで御説明させていただきたいと思います。すみません、ちょっと一つ、R H R S た
0:57:49	455 ページから
0:57:52	安全機能の一覧がありまして、その中で電動 2 と。
0:58:00	ところが、
0:58:04	設計の中の 89 は、
0:58:07	4 号炉 456 ページの 1 階の下の
0:58:15	やっぱりこの外壁の [REDACTED] というもので今後の説明は全員資料を見ておりますので、材料の透過厚さの情報は言わなくても
0:58:30	ここを見てわかりますでこういうものをするところ今度こういうふうに書いていってということで、Guide 的にも使えるんですけど、全体を通して御説明お願いします。
0:58:47	資料 5 は、平成の工業ワラタニでございます。
0:58:51	今回ですね、補正それにたおきましてですね、まず我々がすべての事象ですね、外的事象も含めまして、最終的に第 1 加工棟の各部位に求めるスペックという形ですね。
0:59:07	申請書のほうい 69 ページに家行ってみましたらゴールとしての
0:59:15	適正に対応した形ということで、図面を入れさせていただいております。
0:59:21	それぞれですね事象に応じてどういう厚木でどういう評価でというのは、それぞれ表場所のところですか、建築基準法上の決まりで厚さが幾ら以上というのは、けっ先ほどありましたですね 456 ページのところに整理してございまして辞書誤操作

0:59:40	必要な厚さと期待してる厚さのと、最終的に及び寸法ということですね、所見出していけば、我々としては安全性が確保できているということが確認できるという寸法を記載させていただきます。
1:00:00	この 69 ページのですね、70 ページ、これ平面図ですので、その縦方向に関しましては、よくあっこの図面ではわかりにくいということですね、少し注釈として書かさせて発表させていただいておりますけれども、
1:00:18	70 ページですね。
1:00:21	これらのできるエネルギーのほうにですけれども、高さ方向の安全のその部位ですとか厚みについては十分水に記載しますということで、実機のほうを、
1:00:34	どうも日本にさしていただいております。
1:00:38	この ■■■■■■■■ ということですので、
1:00:43	先ほど
1:00:46	■■■■■ 壁でしたら、85 ページになります。
1:00:51	85 ページのですね、下のほうに料理の時期に違うんですけども、こちらですね■■■■■ に関しましては、号炉としてしましてはこういうスペックになってございますということで、
1:01:07	実質、■■■■■ にかけて床から ■■■■ のところまではこの厚木遮へいも含めまして期待してございます。
1:01:19	そこから上はですね、上に書いてございます壁の厚。
1:01:24	■■■■■ に関しましては今回閉止するとも含めまして、全体的にこちらの厚みと、これだけあればですね、人の日の審議をし、防火区画竜巻はすべてにクリアできると。
1:01:41	いうふうに整理してございます。
1:01:43	以上でございます。
1:01:45	はい。
1:01:47	原子力規制庁場合です。今全体の厚さということで説明いただいたんですけど。
1:01:55	前とかな。
1:01:59	ちょっと今範囲でいうと 85 ページ、8485%程度。
1:02:05	図面としては非常にわかるんですけども、この部分下形状ですね、通りっていうのが出てくるみ程度四角の枠であるはずですけど、消えちゃって、事例をページですと、どうリード役が半分ぐらいかは出して、
1:02:24	kJ ですね、サーバーの順番からいくとそうなるはずだったらわかるんですけど、全くそういうのを実施していたと言ってくださったときに
1:02:35	これは住所とか通りね観点を、

1:02:41	特定する上で重要な情報です。
1:02:46	確認。
1:02:47	出ましたが、
1:02:49	原子力工業ワラタニでございます。すいません承知いたしました。
1:02:54	ちょっとこれは最終的に最後にいろいろ全体もまとめて確認したいと思いますけど、まずあの確保していただきます。
1:03:04	それから、この通りについては、
1:03:11	開口部じゃなくて、
1:03:14	■■■■で工事があって、
1:03:19	柱の関連の工事なんですけど、そういうとこの資料を見なかったんですが、それはどういう形で対応可能なんでしょうか。
1:03:34	構造強度ですね。
1:03:38	原子燃料工業ワラタニでございますすいません今のご質問 ■■■■ 通り間ということでございましょうか、絶対という中から 20 の通りの間で値段がちょっと違うなって。
1:03:53	この摺動なってるかですか。ただ、記載がなかったりしたんですけど。
1:04:01	原子力ワラタニでございますこちらですね工事があるという現状こうなっております。図面のほうでいきますと 69 ページですね。
1:04:13	ちょっと横に書いておりますけれども、この ■■■■ の壁ですね、時のほうでは二つの壁の厚さを足して幾らというふうに形にかけまして、段目の矢印でまわしている横側に断面図を入れてございます。
1:04:34	今密度とかそういうのは、遮へいの遮へいで考慮しておりますので、評議会でございまして通り遮へいに期待する密度等も周辺のれるという整理にしております。
1:04:46	以上です。原子力です。わかりました。こういう情報をどっかを見ればわかるんですけど、先ほどの 456 ページで
1:05:01	今回外的なので。人高さ方向等から補正したところは、FLですからあれですかね。
1:05:16	それから、この記載のある数字がこの図面と対応しているってということで、
1:05:28	あればってことで、
1:05:30	よろしいでしょうかね。
1:05:38	年後ぐらいでございます冊子の通りでございます。
1:05:42	あとは
1:05:47	工事の
1:05:51	もう風停止

1:05:54	全部じゃないかと思うんですけど。
1:06:01	そうですよ。
1:06:03	そのの
1:06:06	そうすると 69 ページに切り口も若干総括してこれは仕上がりの絵が書いてあって、どんな工事を
1:06:18	ここであるんですかって言うと今 69 ページの
1:06:25	■■■■■
1:06:28	■■■■■ - Shareガリー書いてあるんですけど、これに持っていくためにいろいろ工事がしてると思うんですが、もしくは後柱どうぞ関連ですね。
1:06:42	これはどこを見れば、
1:06:45	わかるかっていうと、図面だと 92 ページ以降にいろいろあろう規則からの廃棄ですけど。
1:06:55	ちょっと今の場所でちょっと説明いただけますでしょうか。
1:07:06	原子燃料工業ワラタニでございます基本的にこの面の壁はですね今回、先ほど見ていただいた目標ですに対して現状たり足りていないところはどうかという説明をしているのは 73 ページ。
1:07:24	工事概要図になっておりますのでここです、97 から 19 度オギノ損倍の圧力かつところに関しましても既設でそうなってございます。特に考慮してございません。
1:07:35	■■■■■ のところですね、実質実際は ■■■■■ なんですけども、一部石膏ボードの壁があるので、それはコンクリでぜひさせていただきたいというふうにコンクリート閉止部ですね。
1:07:53	提出いたしまして 123 ページになるんですけども、
1:08:05	閉止部 11 番というやつですね、名記載しておりますように、コンクリートで閉止するという設計になってございます。
1:08:19	これ、
1:08:27	はい。
1:08:28	どこの 223 請願原子力施設のナガイ図 23 ページ。
1:08:35	の公園の訓練。
1:08:38	番号だと。
1:08:39	それは 49。
1:08:42	内ますけれども、
1:08:45	一方、わかりました。はい、工場については、内部で今の 456 ページと対応していたけれども、
1:08:57	光の場合は変わってきました。

1:09:01	これ工事がですね。はい。
1:09:08	ここはどうですかね。
1:09:13	92 ページから
1:09:15	90 ページ
1:09:19	議題一覧柱梁の
1:09:22	このづらいというのがあるんですけど、ここにおいお願いをしとか、
1:09:31	主排気状態とかってあるんですか。
1:09:51	原子力工業ワラタニでございますこちらですね、閉止部。
1:09:57	先ほどのご質問があった図はですね、既設部分のリスト。
1:10:05	そうですね。改造部分の部材リストではございますんで、既設の改造しない部位のリストでございます。別の閉止新たにコンクリートで閉止するところはですね、先ほどの詳細を拝見しイトウのほうで担保しているということでございます。以上です。
1:10:23	原子力規制庁の長江です。そうするとコアも言わないんですけど、
1:10:30	要は、東芝 93 ページの平面図の 1 - 20 の施設渋滞ですと 2 っていう
1:10:38	中のちょうど真ん中の熱水コンクリート造の
1:10:43	壁部材集団でその通りの
1:10:52	になっているのはそれぞれそこにある私させばいいということです。
1:11:03	これ、
1:11:05	前回ちょっと確認したと。
1:11:09	原子炉五行ワラタニでございますこちらですねおっしゃる通りでございますここに書いてあります一番左の壁と一番右の壁が二つ重なって設置されているということでございます。以上でございます。
1:11:25	で、総務と全体の方向性っていうのは、今御説明エーッ。
1:11:34	イトウなんてだろう。
1:11:36	よく整理されたんじゃないかと思しますので、皆さんの方で再確認を今回全体にわたって、再確認をして、この
1:11:51	4、なんて 456 ページにも記載してますけれども、これ以外の部位についても日刊富良野とせず、片や、
1:12:04	ついてはもれなく記載されているの。
1:12:07	確認をされているということでよろしいですか。
1:12:14	見せる工業ワラタニでございます。はい。その通りでございますね。もうこれ以上間違いがないということでよろしいですね。
1:12:24	はい、はい。

1:12:26	そう。
1:12:27	はい。
1:12:29	間違いなくでございます。はい、ちょっと後ですねもう二、三確認したいんですけど、
1:12:36	92 ページ、13 ページに鉄筋コンクリート製等をまた断面とかね、あるんですけど。
1:12:47	これって欠勤鉄塔が大量に出たとかどっか見ればわかるか通行アイデアですけど、どういうふうに見ればいいんでしょうか。
1:13:02	はい。
1:13:13	再現性のこのイノウエでございますはい少々お待ちください。
1:13:30	原子力工業ワラタニでございます。適に関しましてはですね 39 ページのほうにも既設の部材ということで記載してございますけれども、それにですね、
1:13:44	発し以来ですとか梁ですとコア後のコンクリートの壁ですね。
1:13:50	にあたり、鉄筋の入ってございます。SRというですね。
1:13:56	スペックとしてはここに記載しておりましてその廃棄物を使ってこのようなハイキング断面図と物が既設の部材ですという説明になってございます。
1:14:05	以上です。はい、原子力規制庁ではないです。
1:14:10	第 2 条。
1:14:12	それから寸法ですね、そういうふうに見ていけないということで、
1:14:16	わかりました。はい。
1:14:20	では、とりあえず今の程度ですが、
1:14:24	それでね、
1:14:29	ちょっと前通りの例で今度もう一度 456 ページ
1:14:34	見ていただきたいんですけども、
1:14:40	これも絶対これはもともと説明タイプ説明書があるんで、非常に提出していただいているんで、絶対こうしろということではないんですけど、例えば一番この外壁などのベースで一度この右側の 22 条遮へいのところ、
1:14:59	査定として見ていくと、今度は評価に使っている在庫評価っていうか設計確認値が書いてください。これ定義が前のページに記載しておりますけど、ここの数字料等も活用すると。
1:15:14	どこでやるかっていうのがいいかつつと最後のページの 466 ページ社名のところはですね、一番下の行に頑張っって評価で考慮した朝、
1:15:29	図へ - 53 っていうのが 400 ページっていう固定、
1:15:34	書いてあって、非常にわかりやすく

1:15:39	なんですかね、ガイドとか度傾斜していただいてももらえるような資料になってるんですけど、それ以外の部分ですね、それから内部監査において、どこでどういうふうに
1:15:53	安全機能を持って二重丸なってるかっていうのを一つと、それもコードずっと照合すればいいかっていうのは、
1:16:03	その左側に番号があるのはあるんですけど何番を見ればいいんでしょうか。
1:16:23	はい。
1:16:28	原子燃料工業の非常に多いイノウエでございますが、商品お待ちください。
1:16:48	はい。
1:16:49	そういうとで差がきいて後やるけれども、
1:16:57	それだけでいいから。
1:16:59	増える。
1:17:00	はい、リセール御ワラタニでございます。遅い図を書いてございますけれども、線のほうにですね、そうそうミーティング日時パートというのは
1:17:17	やっぱ1には書いてあると思いますが、図へ-2-1-52です。
1:17:23	7ページ、7ページをご覧ください。86ページ。
1:17:51	はい。
1:18:00	鉛直性のナガイです。利回り126ページ確認しましてます。
1:18:09	どういう構成になってるかだけ御説明いただけますでしょうか。
1:18:17	はい、はい。
1:18:25	原子力工業ワラタニでございますが、安全機能の表にですね、厚みイトウ記載してございますところに関しましては、一番最後の465ページにですね、東三に行けばわかるのかということ
1:18:42	ページ番号を含めて記載しているというところで、そういう構成で整理してございます。
1:18:47	以上です。
1:18:50	イベントや
1:18:56	はい原子力設定の流れです。今の御説明で理解してらっしゃって最後のページだったかなってんで、全50ウツミ機で申し訳ありません。
1:19:07	はい、非常にわかり八つになったと思いますので、ここにある数字は実際の呼び厚さではなくて、期待する期待という設計確認値として何か故障する火災の
1:19:23	内部火災の火災荷重に対して、これ以上あれば大丈夫ですということで、

1:19:32	保証する設計確認値ということで、数字まで書いていただいたので、あとは、間違いがないっていう時なってるかっていうのはもうちょっとよく見ていなかったのですね、見ていただいて、今回、特に何か例えば考え方で、
1:19:48	追加になったり変更になったりしたのがありますか。
1:19:53	たまたまデータ通りのさっきの縦断受給関係では、資料でもやっぱせっかく資料 446 ページでちょっとそれと追加になってるけれども、
1:20:11	原子力保険ワラタニでございますそこですね出資外壁■■■■■だけは今回修正させていただいておりますけれども、従前からですね、各事象に対する必要スペック
1:20:27	あと、最終的に当然我々がゴールとしている壁の厚さ及び寸法のところですか。そこに関しましては、
1:20:38	大きな変更はございません。ただ 1 点ですねちょっと 464 ページですか。
1:20:47	いいですね、■■■■■ということの一つ追加させていただいております。これですね竜巻のところではきちっと評価してあったんですけども、その壁がですねちょっとこのリストから落ちておりましたので、■■■■■というやつ第 1 加工棟からポット。
1:21:03	出っ張ってるところです。そこだけはちょっと今回追加で入れさせていただいております。以上です。
1:21:13	はい。原子力規制庁のナガイですよ。御説明の全体の構成についてはよく理解しました。
1:21:23	いや、
1:21:27	はい。規制庁もタケダです。
1:21:31	すみません、ちょっと内部火災に関連するところで確認をさせていただきたいんですけども、
1:21:40	何遍も構わないんですけど、まだわからないのが橋を表になるかとちょっとそちらから引かせていただきたいんですけども、
1:21:50	ページが、
1:21:52	26 ページ。
1:21:55	包材ますって。
1:21:58	火災等による損傷の防止に関するところで、ここで火災区画を
1:22:05	1 ページの 1 から 1 - 6 で設定をされていることですが、
1:22:11	あと 1Pd から 2 度にポンプアップに関しては、各サイト選ぶということで足りています壁のほかに補正方法は全く深く埋めていけば、
1:22:27	ご意見の境界として設定されていると。
1:22:31	その一方でいきから 1 - 6

1:22:36	これに関しては、水平方向の区画が設定されていない、つまり今やりがこちらでいただいなっているかと思うんですけども、
1:22:47	このやれっていうのは、この火災区画を構成する対象にならないのでしょうかというになります。
1:23:04	現世の工業ワラタニでございます。ただいまのご質問ですけれども、我々ですね、ある1ヶ所で発生した火災が障壁もどんどん広がって行ってですね、全焼させるということがないように加工いたしてございます。
1:23:22	ですのですねやるの場合ですね屋根をつきでウェイ側に2回とか3回があるようでしたら当然その床は核にしたいというふうに考えてございますけれども、いわゆる思い入れがもう移る相手がもう言ってませんので、屋根は火災区域が火災区画の境界とは考えてございません。
1:23:42	以上でございます。
1:23:45	はい。
1:23:47	うん。
1:23:48	はい。
1:23:55	原子力規制庁ナガイです。
1:23:58	ちょっと幾つか関連する質問ありますけど、だからそういう考え方というのはね。
1:24:06	ちょっと建築ブーム聞いてん法の中の皆さんは評価で、
1:24:14	電子炉規制法の火災区域については、
1:24:17	商品だけ建築基準法の防火合併と同一とするということなんですけれども、
1:24:26	建築のほうでもそういう解釈が、
1:24:30	解釈で運用されているということになってるんでしょうか。
1:24:39	原子炉工業ワラタニでございますそうですね。Alike構造の床壁もしくは特定防火設備で確保するとなつてございますんでは当然下階がある場合は、1区画になることもございますし、
1:24:56	ただし屋根ですね、或いは過去になることはないというふうに
1:25:02	思っております。以上でございます。原子力規制庁ナガイです。今の解釈が成り立つのであれば、ちょっと何条のをどこに基づいて何かの告示なり出てるのかちょっとわかりませんが、
1:25:19	具体的に説明をしてくださいと時間あれば、この別途後で結構ですので、
1:25:27	私の説明をしていただけますでしょうか。
1:25:31	定義を見ると、まず耐火構造オカダとやめ壁、
1:25:39	援助やね。そうやね壁床建築基準法の施行。
1:25:45	気相部でしたっけ、施行令の技量の定義を見ると、

1:25:50	一つ耐火構造の主要構造部に不燃材を用いてというような形で記載があつて、一つすいません今手元に基準を持ってないんだけど、その中には、通常ですと健全とか、
1:26:06	屋根ですね、入ってますので、今回天井が従来あってあれば、線量で一つの
1:26:16	線気が
1:26:17	区切られるんですけど、今回天井撤去したりしてこの区域の中で火災報知機をやデータに屋根を支える班員に
1:26:30	取りつけないということにもなってますので、そういう区域の考え方ですね。
1:26:39	今、御説明のあった内容が
1:26:42	建築基準法の中ではないかを明確にされているのであれば説明をしてください。
1:26:51	原燃工ワラタニでございますそのちょっとすぐに整理しまして御説明させていただきますと思います。
1:27:03	また、
1:27:05	そうすると、
1:27:08	したい。
1:27:09	原子力規制庁の永井です。ただ全体を通して、前は調べていただきまして、これは時のほうから確認した事実確認で予定した事項は以上になりますが、人全体を通してもう一度それか行かない。
1:27:27	設定があれば、
1:27:30	すみません、原燃工熊取の確認ですが、
1:27:34	先ほど江藤火災の外部火災にですね火災の高さの回答。
1:27:41	出していただいたものです。よろしいでしょうか。
1:27:49	原子燃料工業のカキノキでございます。とか委員長が屋根ですね溶解かという御質問のところでございますが、
1:28:00	とか鉛直ですね年次認証半径の3倍ということでモデル。
1:28:05	使ってございまして、
1:28:09	敷地内ですね等火災で一番
1:28:13	大きなものとしましては
1:28:17	はい。
1:28:19	それですね100、700、
1:28:26	それで792ページの消防のようなタグでございます。
1:28:30	浅部貯蔵等の海外でこれは
1:28:34	燃焼半径が一番大きいと。
1:28:37	ということでございまして、これの3倍ということで、

1:28:40	大体メートルぐらいの待てるなっているということでございます。
1:28:48	第1加工棟の屋根の高さも大体同じぐらいの一番低いところですね、同じぐらい効くことで、直接は経営会議メンバーですね屋根からみる。
1:29:00	ことはないと考えてございます。もしですね。
1:29:05	多少見えたとしてもですね外部火災のですね電通がですね複写がメインでございまして、底面があっただけでございますのですね温度上昇がほとんどないものというふうに考えてございます。以上です。
1:29:25	弊社のタケダですとか反対一定の屋根の影響とか、それ今の御説明で理解できました。ありがとうございます。
1:29:40	ほかにあります。
1:29:43	原子力規制庁の永井です。そうすると、ちょっとまた一番最初の議題の関連に戻ってしまうんですから、
1:29:53	今回申請
1:29:57	それを代表と次回以降の申請予定の内容の整理についてもう一度確認させて
1:30:09	今回ですね、使用状況で、第1加工棟の支援等19ページが主要行があまりまして、本日の面談資料で確認すると。
1:30:22	黄色いマーカーが次回以降に安全性を新設する安全機能で緑色のワーカーと
1:30:32	本申請の安全系の確認を行うか次回以降見て接待の確認を羅列一部残る。はい。
1:30:40	ということで記載がありますので、これについては、それぞれの例えば、
1:30:53	ましょう。
1:30:57	緑のですと、
1:31:04	だから、25ページの
1:31:08	火災による損傷防止の設計図で緑色で非常用発生以前別の市と隣接をして設定というのが緑になって、次回以降全体を
1:31:24	を確認するという。
1:31:28	それですね。出ますけど、例えばこういう、
1:31:32	ものについて、この注記が
1:31:35	あって、
1:31:37	以上
1:31:41	はい。
1:31:45	そう。
1:31:46	次回以降申請する予定については、この資料の中にはないんですけど、申請書の

1:31:52	ページの
1:31:58	時会長。
1:32:01	それではいいんでしょうか。
1:32:03	資料の色んですね。
1:32:09	40 ページ、別表閉 2 - 1 - 9、20 日口頭しようというのが書いてあって、
1:32:18	法令については、
1:32:22	それから、官報に損傷の
1:32:26	し、
1:32:28	2.1 - 1 という。
1:32:32	記載はあるんですけど。
1:32:35	11.1 のケーブルには次回以降って意思表示が、ここには、
1:32:41	だから、書いていないんですが、
1:32:44	どういう整理をされているのか説明をお願いします。
1:33:16	原子燃料工業の方です。
1:33:19	この非常用発電電源設備につきましては、
1:33:27	第 1 加工棟の仕様表等は独立した形で非常用電源設備という単独の主要表が工数と。
1:33:41	整理しております、今回の 40 ページの別表に
1:33:51	残しているものにつきましては、
1:33:54	赤穂の第 1 加工棟の補足設備と考えているものに限定して、
1:34:01	おります。
1:34:04	それに対してその 25 ページの緑に示しているものについては非常用電源設備に接続しますという設計で非常用電源設備の設計ではなくてですね。
1:34:19	説明をされる側の話を変えておまして、それについては非常用電源設備が
1:34:29	最終的にいろいろ電源設備本体が適合性確保におけるときにあわせて確認をまた接続、確認を行うということで、緑という整理で、
1:34:44	色分けしております。以上です。
1:34:48	はい、原子力規制庁の永井です。
1:34:52	我々に見える化って言うと、技術基準なり評価なり、許可する際の許可基準の要求事項に対して造成決定とかっていうことで、先ほども 20、
1:35:09	4 条のところの
1:35:13	1 項以降でどう整理しているんですかってことで、低迷装置とあわせて中央圏につなげるってところを確認したんですけど、こちらのほうの記載については、この間対ホーチキ側から見たときに、
1:35:33	どんどん

1:35:34	非常用電源に
1:35:36	つなげるっていうところをこの 11 ページの N2 で設計しようとしていけるのであれば、
1:35:45	その今の説明をいただいたような
1:35:48	時から今度どうするのかっていうのが我々のほうでもわからないが確実に組まれて参集のイメージ引いちゅうイメージってなかなかお伝えしましたけれども、
1:36:03	最後どうなるかってそこでの非常電源設備によって確認するときに、これを今度復活させるかいかなくちゃいけないときにどういうふうに第 1 加工棟の
1:36:20	路線としての非常用の設備の 11.1 - F2 の設計を皆さんは認可申請して、どういうふうに仮とろうとしているのかっていうところですね、いまいよく考えていただいて、
1:36:34	仮に今御説明のあったような内容せ整備するにしても、そういう説明がないと。
1:36:42	今回どうぞ。何か。
1:36:46	対処するときに緑という情報があるので、次回以降というのはわかるんですけども、自覚をどうするだろうって見ていくと、そういうわからないとかしり切れトンボでどう書いてしまうんですね。
1:37:02	ということですからよく御検討いただきたいと思いますので、これ個別の例を記載してきても、
1:37:15	規制庁側ですけども、
1:37:18	資料記載の、今回第 1 款のほうで - 4 にしていただいたところで確認し、
1:37:27	試算ですけども、基本的にはやはり地下構造は仕様書があって、次回以降で申請するものについては記載していただいたんじゃないですか。
1:37:41	仮程度でそうすると外へと初めの商標平均 - 1 は、基本的に今回、我々は規制、これぐらいが申請をして我々が審査する対象が書かれているっていう認識で我々が見るわけなんですよ。
1:38:01	はい。
1:38:02	ただし、いろんな意味されているものがあるので、これを議会后段のものを今回は含まれたって、それでよかった。それを今、
1:38:13	日本プラストとしてもですね、別の要望で病変日本一の 9 のほうで次回先送りですよということが明確になっていけばこっちに記載されていても、そちらがとれるので。
1:38:28	今回は対象外だっていうのが判断できるんですけども、
1:38:34	幾つか表の 1 に時介護で対象でどう確認について書かれるものもあれば、書かれているものの中で、

1:38:46	表 1 - 9 で読みかえがあるんじゃないかというふうに思ってるんですけども、
1:38:56	まずそこまでは大丈夫です。私の手元にはいますか。
1:39:05	原子燃料工業の御連鎖はい。内容は理解できております。そこで、万が一非常にぶれないようなものがあれば、これは今回新設する対象になると思うわけです。
1:39:19	ところがあったということが、
1:39:22	この申請書の中でいろんなことができないので、
1:39:26	修正が必要だと考えています。
1:39:30	で、一つ一つちょっと確認してきたんですけども、
1:39:33	例えば 25 ページの
1:39:38	緑色に塗られてるところっていうのは、
1:39:42	これは接続することある非常用 DG のほうで、ハード後で今後確認するっていうところですけども、ここの表現入口はそれぞれズレないけれども、そこから読み取れますか。
1:40:05	やっぱりあるんです。
1:40:11	次の 15。
1:40:39	原子燃料工業の岡田です。
1:40:43	と非常用電源設備につきましては
1:40:48	ページの 2、29 ページに、
1:40:54	非常用電源設備の使用。
1:41:00	そのランタンございましてその中でですね。
1:41:09	緊急説の 1 スピーカーとかんぼとか自動火災報知の感知器とか受信機とか消火栓ポンプ非常電源設備の発電機につないで暗いグレーが数千万動作可能な設計と
1:41:26	いう説明をしております、中で
1:41:30	注釈としての(15)ということで、30 ページの
1:41:38	注釈の 15 番には今回ですね。
1:41:43	既設の
1:41:44	非常用電源設備自体は時困り申請なんですけれども、
1:41:50	今回その申請する。
1:41:54	設備の除雪やね。
1:41:59	非常電源設備に接続する設備はですね、液相んの。
1:42:04	非常用発電機に接続して、今回、動作可能な設計であるということまでは確認しますという説明をしております。
1:42:22	ですねちょっと緑にしているんですけども、

1:42:27	今回の
1:42:30	なんですかね、県検査すべき対象に、
1:42:37	この整理をしております。
1:42:41	変数とする。
1:42:44	最後のところちょっとよく聞き取れなかったんですけども、今回、検査する対象ではないということですか。
1:42:55	。非常用電源設備自体は今回の対象ではないんでないんですが、今回申請する自動火災感知器とか受信機は、
1:43:15	非常用電源設備に接続して、外部電源喪失時にも
1:43:22	COCOという設計に
1:43:25	なっていることを今の新規の適合確認を受ける前の既存の
1:43:33	従前の状態の発電機につないでその確認を行いますというところまでは今回の申請の範囲と
1:43:42	考えています。
1:43:44	わかりましたけれども計画的に機能維持するために必要な水準に接続してここまでの確認は時自主的なのもかもしれないですけども、人が四つほど言われてる。
1:43:58	それをういて、
1:44:00	原子燃料工業の岡安はい、整理をしております、適合ともに間までのそのAと感知器とかですね警報関係なんで維持はしなくちゃいけないということで、
1:44:16	その機能をその非常用発電設備、
1:44:20	が、
1:44:21	本体が
1:44:23	電源そのものが検査を受けるまでの間も機能をずっと維持させますと、
1:44:30	ということで考えています。
1:44:33	所ご説明あったところまでは私のほうにかけて確認していたんですけども、
1:44:42	イトウからということで、さっき、今後の安全機能について確認しますよっていうところに座をきちんと求めるかっていうと、内部の来年というふうに理解しますのでこの部分だけじゃなくて、
1:45:00	例えば 27 ページ。
1:45:03	これ一緒ですよ。そこは、
1:45:10	続いた。
1:45:14	どうぞ形態というのは、そちらのところも、
1:45:22	結局一緒かなと。
1:45:25	考えております。

1:45:28	いや、どこまで取れるのであれば、全然修正いただければいいと思うんですけども、
1:45:34	それとあと、27 ページで二重線で引かれているところ。
1:45:42	けれども、
1:45:45	その中で、27 ページのところに抽選は
1:45:51	そもそも、
1:45:53	その誤りだったということによろしいんですかね。
1:46:03	原子力規制庁の永井です。最初に説明していただいた内容をもう一度説明していただければ、ちょっとこの途中から参加しているので、
1:46:13	もう一度説明していただければ結構です。
1:46:17	はい。
1:46:24	原子燃料工業のこれず、冒頭にも説明はしたんです。
1:46:31	内容ですけれども本日お配りしていかな場のものに対しては
1:46:43	お送りしてますものにつきましてはこちらでも議論のつけ方についてはちょっと
1:46:54	どちらに整理しておけばいいかなというのがありましてこの二重取り消し線で設定してますものも、その内容を考えますと緑のマークのほうが適切かなと今考えています。
1:47:14	ですねこの記載がこの可搬型照明と具体的な可搬型照明図書所外通信連絡設備とこの二重線引いてるんですけども、これにつきまして第 1 加工棟に対して必要な
1:47:33	設定ほぼ設備であると考えておりますので、記載が間違えてるわけではないと。
1:47:43	ないです。以上です。
1:47:50	そうすると結局、考え方が
1:48:11	27 ページ。
1:48:16	そうすると、可搬型の照明を第 1 加工棟に設置されるっていう理解でよろしいですか。
1:48:26	原子燃料工業の馬場です。許可のほうでもですね許可の後、また午後、この水噴霧 101 ページ。
1:48:39	2 芸能可搬型。
1:48:43	証明に関する設備の設置、
1:48:47	英語の 201 ページにですね。
1:48:57	可搬型照明の配備ということで、その証明に必要な
1:49:05	施設ですね、一覧にしておりますその中で

1:49:11	建物がいろいろ書いてあるんですけども、その中に第1加工棟も含まれてありまして、
1:49:20	。
1:49:21	日第1加工棟とっても必要ということの整理を考えていますけど設置されるということであれば、今
1:49:35	逃がしましたので、
1:49:37	結構です。
1:49:41	規程等に前の質問に戻りますけれども、丸いのクライテリアところで、先ほど言い続けることが明確に申請書を認めないところがあれば、
1:49:55	今までは受け取られて私は思ってるんで、いろんな色つけられたところは作業部いる安全機能を確認すると、先ほど計画するということも含めて、
1:50:11	どこで温度れるかっていうのを
1:50:15	ちょっと航空機いただいた資料で、さらに改革追記していただいて結構ですけども、
1:50:21	人にして、現実的に設置してください。
1:50:28	原子燃料工業の原子燃料工業の課税数先ほどの二重線の話のほう込めまして、整理いたします。よろしくお読み取りはいいとは思って個人的には思ってますんで、ハロン緑色だろうかっていうのをきちんと確認してください。
1:50:49	承知しました。
1:50:52	はい。原子力規制庁の武田です。今の点は、一番最初のポート部の1の内容の中でいろいろ確認したのでその手続きもあったんで、他の建物とか、安全機能を有する建物の場合にも、
1:51:09	設置してある安全側ですよ。よく全体としてね、もう一度考えてね、とりあえず今は第1加工棟だけでいいんですけども、今後出てくる塗装するのかわかって、含めてよく確認した。
1:51:25	先ほど、そこまでですね、先ほど税Dの接続の話があったんですけど。
1:51:33	皆さんの図面の中で、
1:51:38	図なり、4-1-6ページ、254ページに、
1:51:44	これはしゃ断器のズープではあるんですけども、
1:51:49	非常にいる側の
1:51:51	人からのぶら下がりがずっと追えるようになってますので、ここの説明のほう的はもともとこういう体制を遮断せずで、多分呼び込んでると思うんですが、一番上にATがあってですね。

1:52:08	この中で、要は点線が幾つか壊れてるんですけど、今回申請するのかどうかね、例えばこういう図面を確認してもどこ市政しようとしてどうなんにしようとしてとかっていうのを広くの一点鎖線だけじゃなく、
1:52:28	実践何太線細い線いろいろ考えて今回申請を受けるものの申請に係る2号機のをまず明確にさせていただくと、そういう設計の取り合いも明確になりますので、一番いい例が私は200で持ってますので、
1:52:46	同じページに書いてますけど255ページの図利用の1の中です、ここには、今回、本申請範囲と次回以降の申請範囲の取り合いが明確になっていて、こういうズーッとセットで
1:53:03	きちんと説明をしていただくと今回はここまでなんだ、例えばわかりませんが建物
1:53:12	N値までだったら、これは一番下、建物とは書いてない継続運転/3 っていうのが事務棟にあったと思うんですけど、またその運転盤を介して非常用を発電機に
1:53:27	接続する設計転していただければね。
1:53:32	今回は訓練バルブまでが申請範囲ですとかで負荷側としてはそこでクローズ、それにしても、時から来るのは、各建屋の分電盤を介して非常用母線に乗っかってそれで。
1:53:47	供給先深川に住んであれば、よくそういう記載の仕方設計の取り合い次回更新申請予定をどちら側の機器の番号でどこまでを申請するのかと細胞
1:54:04	ケーブルも含めて全部は繋がったときに、機能試験をして、ページが起動したときの負荷側としてこういうのをちゃんと作んだとか供給されるんだというような、その検査も含めてですね。
1:54:22	よく検討していただいて、それが今まで何度も伝えてきている設計の取り合いをね、もしか申請の取り合いを設備機器の附属のケーブルにしても、どこからどこまでを今回建物の
1:54:38	カットしてみて、ディーラーの供給側にしては、どこまで申請するのかっていうのをよく整理してですね、説明をするようにしてください。
1:54:59	原子燃料工業の見学でございます。ご質問の件承知しました。
1:55:08	原子力規制庁の名前で今の資料の設計の書き方、それから設計の取り合いは文書で書くと非常にわかりづらいので、こういう図面を活用して明確にして漏れのないようにしてください。
1:55:31	電力カキノキでございます。センゲン承知しました。
1:55:36	はい。原子力規制庁長いですので、これは何度もお伝えしてるのは、もう一度最終のゴールという意味でと。

1:55:47	評価との適合性ということで最初にも御説明しましたけど、今回、原燃工熊取の事務所では、全体を新規制基準を公示には結構回に分けて申請するという ことで、
1:56:03	今回はこの申請は3次申請になってますんで、その中でですね、
1:56:12	今後ですね、申請予定のものも含めて、最終の
1:56:20	申請においてはですね、
1:56:28	最初の申請においては、この許可のレベルを規定した加工施設の安全機能 のすべての設備が申請されて、すべての安全機能が確認され、
1:56:43	認可払いそして使用前の事業者検査で確認したっていうことを全部が全体を 通して確認することになりますので、そのときのイメージをよく今から持ってで すね。
1:57:00	だったら今の3時の段階でどういうふうに
1:57:04	皆さん方のかっていうことを考えていただければ、
1:57:09	また、無駄な作業におけますかね、先ほどもここで確認しましたけど、この27 ページから13ページのF2の設計仕様も何か最終的にこの使用料から落とす のか、もしくは、ここに書いた
1:57:26	対象設備の
1:57:27	そして可搬型照明を第1加工棟の呼気としてこの資料表2、追加仕様してい こうとしているのかっていうことも含めてですね、
1:57:40	よく考えていただかないと、もうわけのわからなくなってしまうんで。
1:57:47	そこら辺ですね、くれぐれもよく考えていただきたい。
1:58:00	以上ですね、原子燃料工業のカキノキでございます。
1:58:05	上記設備の整備、
1:58:10	検討している参ります。
1:58:16	はい。
1:58:19	はい。
1:58:20	センターのタケダです
1:58:25	今の件。
1:58:28	はい。
1:58:29	ございます。
1:58:36	地元の風景について、資料としても、そのところが火災が発生する原子炉設置 許可っていうところがそこで確認してですかってことだけです心配なの。
1:58:52	個目よろしいでしょうかねばいいってことで、
1:58:58	何でしょうけど、じゃあ、情報の保護カバーへの提示総合的な観点でやっぱり どうしても、

1:59:09	建築の関連あってるって結局我々原子力機構の範疇に考えた場合に、ガラリーか発表会再生じゃなくていいと言えないと。
1:59:23	それを答えてこない。
1:59:27	多分それは、
1:59:30	回答されてくれてますけど。
1:59:32	ご案内をもってや火災変えずしてやればこう書かなきゃならないです。
1:59:41	はい。
1:59:44	やれば終わる同径が最大の内側からね。
1:59:50	内部火災ガイド聞いても、延焼防止するために火災区画設定してというような前提があってやってか記載されてないわけ。
2:00:02	あれ、天井、
2:00:04	天井や壁と構成の一部のもとに行けない。
2:00:13	そうです。
2:00:16	はい。
2:00:18	そうなのかどうか、誰がない変量公開で天井入ってたわけでは一般データ形状リーダーをやってないんですよ、天井から入っていない。
2:00:37	自分の火災ガイドには記載になったら、非常に
2:00:43	やっていいですよ。違う。
2:00:46	床壁件あのまず火災区域っていうのが書いて耐火壁によって囲まれ、他の区域と分離されている写真がないということで、このタイプ壁何かっていうのが(6)で床壁天井、
2:01:01	扉等の耐火行動の一部であって、必要な耐火能力を有するものですから、耐火ボードを構成している一部が改革っていう
2:01:16	だから、床とか天井寄付の回程一部であるのかもしれないんですけど。
2:01:22	それや、
2:01:27	外部壁っていうのは、床とか壁とか天井はまた別のもの、
2:01:32	いや、耐火壁の定義の中にあって、
2:01:36	床と壁と天井と壁のがあって、込まれているとやったらそうじゃなくてカナメっていうのが、
2:01:44	別の中です、これ床壁天井も多分はっきりわかって、その中で耐火壁っていうのがあるんですよ。
2:02:12	規制庁の田辺です。ちょっとそちら配当がまだ来てないので、ちょっと一段1度ですね面談中断しましてそちらで回答準備ができましたら、再度3回目の面談と思えますがよろしいでしょうか。
2:02:37	原子燃料工業カキノキでございます。1件しかないが残っていませんが、

2:02:49	時間経過後にしましょうか。
2:02:52	ちょっとだけ、ちょっと時間を置かせてください。
2:02:56	承知しました。はい、では、次はどうも5分後トレーニングで自分10分後にメンバー再開したいと思います。では一度メーター中断します。はい、すいません、お願いします。

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	それではまず最初に印紙燃料工業熊取事業所からね。こちらからコメントをした事項について、まず来回答をお願いします。
0:00:16	原燃工ワラタニでございます。あと先ほどご質問いただきましたですね、屋根が防火区画に該当するののかという御質問に関しまして、法令根拠ということで御説明させていただきたいと思います。
0:00:31	防火区画の規定に関しましてはですね建築基準法施行令第112条に規定されてございますので、今回第1項のですね、いわゆる1500平米区画ということで、こちらの条文を少し読ませていただきますとですね。
0:00:49	1500平米を超える建築物に関しましては、話では、床面席がええ以下面積で1500平米以内ごとにですね、所定の耐火性能を持った床。
0:01:05	もしくは壁またはその壁に取りついている防火設備をた設備で区画しなければならないと書いてございまして、以下というのは下階があるということですので、屋根に関しましては、この減便規定がございませんので今僕が該当しないと。
0:01:24	名整理します。以上です。
0:01:29	はい、原子力規制庁ナガイです。なんか建築部にはそういう規定があって皆さんの解釈はそういうことということで、
0:01:42	一方で
0:01:45	原子炉等規制法に基づく括弧事業。
0:01:49	の建物ですね、施設として、許可得ているものですから、これは
0:01:57	当然建築基準法で作られてるものですので、それはそれ以上するとして、許可でも火災区域を火災から検知器情報の防火区画と喪失するというのは承知してるところですけども、
0:02:13	核燃料を取り扱うっていう観点でたまたま今回は第二種管理区域でありますけれども、もともとの要求事項としては、火災区域を設定していただきたいというのは、
0:02:29	いわゆる1億施設に対して求められている。
0:02:34	今後なっかつでそのものを審査するときのライドですね。
0:02:42	どうぞ。
0:02:48	原子力発電所の内部火災の影響評価ガイドというのがあれの方で原子力規制委員会から出て行くですけども、その中で、
0:03:01	まず、
0:03:05	関西いい技術でGuideのほうポツのところの火災影響評価の手順というところで、

0:03:14	まず火災区域火災区画の設定では、火災影響評価の対象となる建物を火災区域に分割し、今議論が大きいと思うんですね、さらに必要に応じて火災区画にされるのかして、
0:03:30	火災区域は耐火隔壁によって囲まれた独自と分離されている建物の内の
0:03:38	区域括弧部屋ってあると。
0:03:42	いうことになってますんで、タイ海域っていうのは夕刊とか壁とか天井扉等の耐火構造の一部であって必要な耐火性を有するものっていうことで、基本的には閉じ込め、
0:03:58	いいですかね。
0:04:01	昨日もを有する壁の中ではさらに火災に対して火災区域を設定するであれば、そういう形で分割することができる。
0:04:13	できると思うんですけども、そのそうしたときに、
0:04:17	皆さんの第1加工棟の端末れてるじゃないかもしれないけど、提案によっては、
0:04:24	従来天井でまでが、
0:04:28	現状があってですねそこに
0:04:31	関西の検知器がついていたものを天井撤去して屋根を一つの火災区域に
0:04:42	入れてですね、屋根の裁量の範囲であるとか、やらずに直接つけるということはないと、いわゆる一番上にですね、産業界の上に家財の構築をつけてそこを火災区域、
0:04:59	設計をしますんで、
0:05:01	まず
0:05:03	それに備え、
0:05:04	現状保全じゃなくてやねですね、建物の屋根も火災区域に
0:05:10	なっているというふうに
0:05:13	ガイドに従うとそういうふうになってるということで、今我々は考えていくというか、改善したからとそういうてくるくりにだめじゃないでしょうか。
0:05:31	命じる工業ワラタニでございます今ですねGuideのほうをですね、他の区域と耐火壁でということですね、今の屋根の上にした火災区域が一定でございますので、
0:05:48	屋根自体がですね、その区域の境界、
0:05:54	そういう整理は今してございません。
0:05:58	いずれちょっと説明させていただいたかもしれないですけど、屋根自体はですねと。

0:23:18	これは火災が起きたら何も期待しないし、
0:23:26	そうしましてもいいという、
0:23:28	ような設定値に、
0:23:31	いうそういう意思表示のあらわれだと思ってますけれども、その定義を。
0:23:39	三つね。
0:23:40	454 ページで、
0:23:44	これ非常に実はルートが定義してからになってるんですが、外部火災のところひ孫でその延焼防止機能を有しているかどうかというところは、
0:23:58	皆さんの説明で
0:24:02	皆さんがそういう説明だっていうのはわかったんですけど。
0:24:07	じゃあ、壊れてもいいのかっていうところで行くと、その一重丸のところ、内部火災が発生しても、当該部位が損傷してもその安全機能を維持すると、これは設計基準の火災ですので、
0:24:24	これは保証して、
0:24:27	いないとですね、やはり核燃料があるので、建築基準法っていうのは、普通の一般建物としての要求事項ですけども、過去、皆さんのところは核燃料物質を取り扱う加工事業者として、
0:24:45	設計基準の火災が起きて壊れていてですってというような説明は、
0:24:52	ではとても認可でいうところに、
0:24:58	そのままではできませんので、よく考えていただいて、
0:25:03	火災が起きて、安全機能は
0:25:07	そうやねそのものは安全機能というのは、建物全体を含めて、核燃料の
0:25:16	取り扱いに関して安全機能を維持するっていう
0:25:21	それで、
0:25:24	説明を
0:25:27	してください。
0:25:28	一方、ここは皆さんであり、そのまま受け取ると一重丸なんですね、その建築の根拠であるとか、皆さんの説明を十分に
0:25:43	していただいて、何よりもそれは皆さんの考え方として事業者として、きちんと説明するようにしてください。
0:25:56	それということですか。
0:25:59	ちょっと長くなりましたけど、
0:26:05	原子燃料工業ワラタニでございますが
0:26:11	中ですねあの設計基準の火災というところなんですけれども、我々としては、これ火災時間といいますのは、火災が発生しても、何も対応せずに全部

	可燃物が燃え尽きるまで放置してもいいからこれぐらいの火災事故になりますとですね。
0:26:28	我々セキュリティの火災っていうのは、初期消化できちっと対応して締結というふうに考えているんですけども、そもそも設計基準の火災というのはもう何もせずに指をくわえて見ているだけの想定時間というのは設計基準値解釈でよろしいんでしょうか。
0:26:44	ちょっと今この内部火災の評価は、皆さんがそういうふうに行っているんじゃないんですか、それが求められてガイドであり、許可の段階から一貫しているその通りの理解ではないですか。
0:27:11	ほか、
0:27:13	原子力見せる工業ワラタニでございます。承知いたしました。
0:27:19	そもそもの、ここは屋根が、
0:27:24	火災区域の境界っていうかな。他の部屋ではないですけど、外部との境界ですから、今回から第二種ですけど第一種の火災区域だったら、その場合でも、オンラインに考え方を適用した場合にですね。
0:27:42	仮定の話をしてもしょうがないんですが、値し管理区域だったら外に核燃料が出てもいいですっていう説明をしているとは私たちがちょっと私は受け取っているんで、それでいいですか、っていう確認をしているんですけども、
0:28:02	加工事業者の議事録工業ワラタニでございます一応ですね第1種管理区域する建物というのはですね、鉄筋コンクリート造ということで考えてございまして、その場合はやって十分1時間以上の耐火性能もやね。
0:28:19	しょうというふうに考えてございます。
0:28:22	以上でございますが、原子力規制庁の永井です。でもその説明は今の皆さんの説明からいくと屋根は関係ありませんということにならなくなるじゃないですか。
0:28:39	内部火災に対して、
0:28:49	原子燃料工業ワラタニでございます。屋根がどうなってもいいとは思ってございまして当然燃えない不燃材量にしておりますので、きちんと消火ができれば、ウランが出ていくことにならないというふうに考えているんですけども、
0:29:05	ですから、原子力規制庁の永井です。この462ページ、これは認可を受けるとするものでありませんので、まず認可を受けようとする屋根の材料、構造、材料、寸法ですね。
0:29:21	そこはもう申請書中で認可を受けていただいてそれが火災に対してどうかって言うと直接の安全機能を有する施設、建築の火災区画の工学科の

0:29:36	対象になってないってことであれば、そういう説明は一ついいとして、建築ではあるんだけど、この炉規制法を節子に括弧施設としての申請においては、内部火災に対して、
0:29:55	この横棒とするのではなくて、そういうソフト対応も含めて、健全性は維持できるって説明を十分にしていただけでは、
0:30:08	あると考えるので、そこんところはですね、きちっと申請書の中で、ポンプでいただくっていう
0:30:31	ちょっとお待ちください待ちください。
0:30:58	原子燃料工業ワラタニでございますもう一度ですね考え方がよく整理いたしまして、またご連絡させていただきたいと思います。
0:31:07	原子力規制庁の長い列でこれ今、一番最後になりました映像今日幾つかあったんで、多分どういふ今後の手続きはどうなるかにしても、
0:31:22	先ほどから版の資料を含めて、必要があれば、もう一度面談をして回答いただくということによろしいですか。
0:31:34	至急やって欲しいとか、皆さんの方で
0:31:43	まず、資料にも出てきてることし考え方を整理しても、申請されていると理解してますので、
0:31:52	よく考えてですね、名を今日聞いたことを確認したことに対して、
0:32:01	どういう対応するのかっていうのは、表の中でもしましたけれども、皆さんで今後の改善するとか、毎日の発言もありましたけれども、どういうふうに周知徹底としてとかっていうことは説明をするようにしてください。
0:32:20	現世の工業ワラタニでございます。承知いたしました。
0:32:25	じゃあ、
0:32:30	規制庁タナベです。そうしましたら一番のほか規制庁側から何かご指摘ございませんでしょうか。
0:32:40	はいそうしましたらですねあの今回の面談で準備した確認事項は以上となりますので、本日の面談はこれにて終了したいと思います。お疲れ様でした。
0:32:53	ありがとうございました。